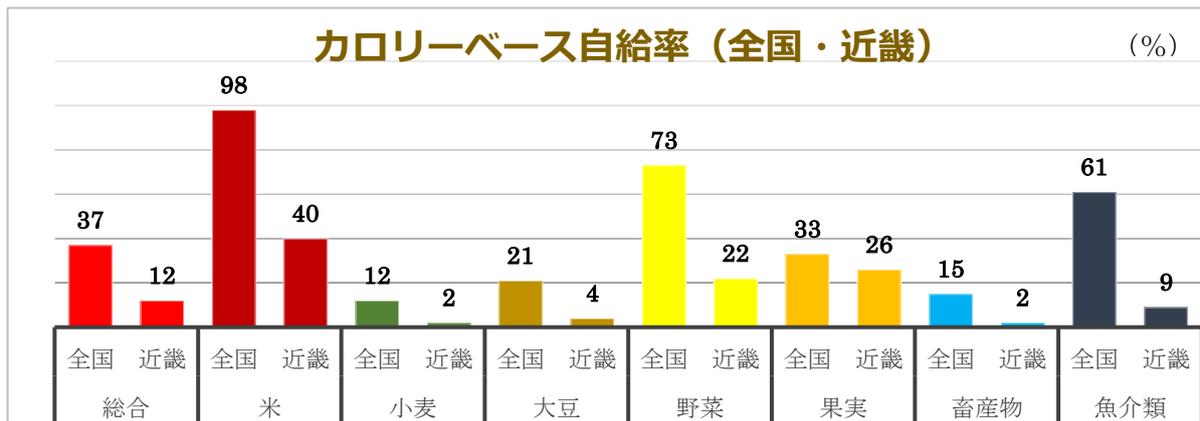


1 食料の安定供給の確保

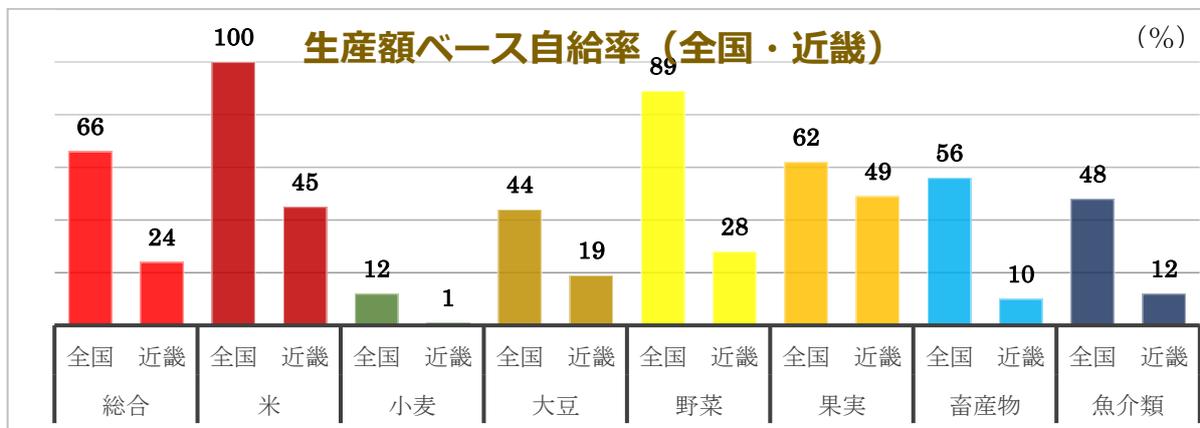
(1) 食料自給率の向上

- 平成 30 年度全国のカロリーベース食料自給率は 37%であるのに対して、近畿は 12%です。また、生産額ベース食料自給率は全国が 66%に対して、近畿は 24%です。近畿の人口比率は全国の 16%ですが、農業産出額は 5%であり、消費に比べ供給が少ないことが近畿の食料自給率が低い原因となっています。(図表-1, 2)
- 近畿農政局管内の自給率を品目別に見ると、果実において、奈良、和歌山が、うめ、みかん、かき等の生産が多いことから、カロリーベース、生産額ベースともに他品目に比べ高い水準となっているのが特徴です。
- 「食料・農業・農村基本計画」(令和 2 年 3 月閣議決定)では、令和 12 年度までに全国の自給率をカロリーベースで 45%、生産額ベースで 75%に引き上げる目標を設定しています。(図表-3)

図表-1 平成 30 年度食料自給率 (全国・近畿カロリーベース)



図表-2 平成 30 年度食料自給率 (全国・近畿生産額ベース)



図表-3 食料自給率 (全国)

総合食料自給率	平成 30 年 (2018)	令和 12 年 (2030)
カロリーベース	37%	45%
生産額ベース	66%	75%

(2) 食育の推進

- 第3次食育推進基本計画に基づく市町村の食育推進計画の作成状況は、全国87.5%、近畿85.9%となっています。(図表-1)
- 近畿農政局では、食育についての情報共有・意見交換を促進し、食育活動の実践の場を広げる目的で食育イベントを開催しています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている近畿管内の農林水産業を大いに応援するため、『学生のアイデア・若きチカラで近畿の生産者を応援しよう！～コロナに負けるな！近畿の食材でお弁当づくり～』をテーマに、「【近畿農政局】学生おべんとうコンクール2020」を開催しました。学生を対象に、近畿の食材を使用したお弁当を募集した結果、93作品の応募をいただきました。応募作品を近畿農政局ホームページに掲載し、一般投票及び厳正な審査の結果、全93応募作品の中からグランプリなど5作品を選定し表彰し、広く情報発信を行いました。(図表-2)
- また、食育活動表彰について管内の実践団体等に応募を促すなど働きかけを広く行い、第4回は、京都市立高倉小学校、畿央大学が農林水産大臣賞を受賞しました。(「表彰事例」(P97)の表参照)。

図表-1 食育推進計画の作成状況 (令和2(2020)年3月)

区分	市町村数	作成済み市町村数	作成割合(%)	
全国	1,741	1,523	87.5	
近畿	198	170	85.9	
近畿	滋賀	19	19	100.0
	京都	26	18	69.2
	大阪	43	41	95.3
	兵庫	41	41	100.0
	奈良	39	39	100.0
	和歌山	30	12	40.0

資料：農林水産省「令和元年度都道府県 管内市町村における食育推進計画作成状況」
※令和2年3月末までに食育推進計画を作成・公表した市町村の数。

図表-2 【近畿農政局】学生おべんとうコンクール2020



学生おべんとうコンクール2020 結果発表



アイデア賞受賞の岡田英里子さん

(3) 食の安全と消費者の信頼確保

① 消費者の信頼確保の取組

【消費者の理解を深める取り組み】

- 食や農業への理解を深めるとともに、食と農の結びつきの強化を図る観点から、消費者との意見交換会の開催、消費者の部屋の開設、メールマガジンの配信等により食品安全にかかる情報や農林水産省の取り組みについて情報提供しています。
- 消費者との意見交換会については、コロナ禍に対応したイベントとして、11月18日『「食品を安全に食べるために」～食品安全の基礎知識、食品安全行政のしくみ、家庭でできる食中毒予防～』をテーマに子育て世代を中心とした9名の方に参加いただき、初めてオンラインで意見交換会を開催しました。
- 近畿農政局「消費者の部屋」においては、新型コロナ感染症に関するコーナーを常設するとともに、特別展示を16回実施しました。局外の公共施設等においては特別展示を20回実施し、自治体のイベント等と連携した移動消費者の部屋は2回開設しました。コロナ禍に対応し、デジタル消費者の部屋を新たに開設しました。

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/index.html#digital>

- メールマガジン「消費者情報_近畿」では、消費者の皆様の参考となる情報に加え、シンポジウムや意見交換会のご案内、農林水産施策などの幅広い情報について27回（うち号外4回）配信しました。また、FAXでの送信を希望される方にファックス版を10回（うち号外2回）送信しました。

【消費者相談窓口の運営】

- 近畿農政局の消費者相談窓口では、消費者等一般の方から農林水産行政、食料、食生活等についての相談を受け付けております。
- 寄せられた相談へは公的情報を基に回答し、農林水産省所管外の場合は適切な相談先をご案内しています。
- 相談事例は農林水産省内で共有し、消費者の皆様に参加になるような事例は農林水産省 Web サイトでお知らせしています。

<https://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/kako.html>

○消費者との意見交換



○消費者の部屋の展示の様子



【こどもMAFF（こどもまふ）の開設】

「食」と「農」について楽しく学んでいただける子ども向けウェブサイト『こどもMAFF（こどもまふ）』を開設しています。社会科の勉強の参考に、夏休みや冬休みの自由研究に、家庭学習に参考になるような情報を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/kids1.html>



② 食品表示に関する監視・指導等の取組

【食品表示の適正化の確保に向けた取組】

- 食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。近畿農政局では、小売店舗、卸等流通業者、製造業者等に対する巡回調査を行い、食品表示に関する監視・指導を行っています。
- また、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け取るために「食品表示110番」を設置しています。
- 巡回調査や「食品表示110番」に寄せられた情報により立入検査を実施し、不適正な表示を確認した場合には、表示の改善を図るよう是正指導を行っています。
- 加工食品の原料原産地表示制度については、令和4年4月1日の完全実施に向けて、パンフレットや事業者向け活用マニュアルにより周知を図るとともに、表示方法等の問い合わせについては、専用の相談窓口を設置して対応しています。

【米穀等の適正かつ円滑な流通の確保に向けて】

- 近畿農政局では、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティー法及び食糧法に基づき、米穀の出荷・販売事業者、食品製造事業者及び外食事業者に対する巡回調査による監視・指導等を行っています。
- 米トレーサビリティー法では、米穀事業者による米穀等の取引等の記録の作成・保存や産地情報の伝達を義務付けています。
- 食糧法では、用途限定米穀※について、その定められた用途以外に供すること、又は供する目的で出荷・販売することを禁止しています。また、食用不適米穀について、適切に取扱うことを定めています。

※ 用途限定米穀とは、加工用米や新規需要米(米粉用米・飼料用米等)等の主食用以外に用途が限定された米穀。

▼野菜の表示例

(名称と原産地を表示)



▼外食店の

産地情報の伝達例



③ 植物防疫

- 近畿管内では、令和2年度、病害虫発生予察警報※1及び注意報※2が計19件発表されています。
- このうち、例年より早いペースで飛来し、飛来量も多く夏の気温も高かったことから、令和2年産水稻のトビイロウンカによる被害が多く発生し、京都府及び兵庫県からは警報が発表されました。(被害面積：21,000ha(ウンカ※3))
また、暖冬などの影響から、これまで水稻のジャンボタニシ(スクミリングガイ)による被害が顕著でなかった地域においても、多く発生が確認されました。
- 近畿農政局では、「水稻病害虫防除対策全国協議会※4」と連携して、ジャンボタニシやトビイロウンカに対する被害軽減のため、各府県、関係団体等と協力して対策を進めました。
- ジャンボタニシの防除対策では、滋賀県、京都府及び兵庫県と協力して研修会等を開催し、生産者に向けた冬期の耕うん、薬剤散布等の防除対策の普及・啓発を行いました(「令和2年度病害虫の効率的防除体制の再編委託事業」を活用)。
- 水稻の次期作に向けて、12月に、府県やJAを参集した「トビイロウンカ対策会議」を開催し、令和2年産における防除対策の課題や問題点を共有し、次期作の防除対策を検討するとともに、効果の高い箱施用剤の使用等の有効な防除対策について情報提供を行いました。
また、2月に、「令和3年産水稻生産におけるトビイロウンカの防除対策について」の通知を発出し、発生予察情報の確認や育苗期及び本田での防除の徹底を指導するとともに、農林水産省のホームページの防除対策リーフレットの活用を依頼しました。
なお、令和3年産の水稻の被害を最小限に抑えるため、本虫の発生が予見された場合は、生産者に速やかに情報が伝達され適切な対応がなされるように、各府県と連携して防除対策を行っています。

※1 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表。

※2 警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早急に防除措置を講じる必要がある場合に発表。

※3 ウンカは、トビイロウンカ、セジロウンカ及びヒメトビウンカをいう。

※4 スクミリングガイ等水稻の生産に被害を及ぼす病害虫の防除の徹底を図るため、令和2年7月30日に都道府県等で構成する協議会を設置(事務局：消費・安全局植物防疫課)。

ウンカの府県別被害面積及び被害量

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿
被害面積 (ha)	4,920	1,010	2,200	7,100	3,560	2,200	21,000
被害量 (t)	977	354	1,400	3,770	3,050	1,750	11,300

注：ウンカは、トビイロウンカ、セジロウンカ及びヒメトビウンカをいう

出展：令和2年産水稻の収穫量（近畿）（令和2年12月9日公表）

○ ジャンボタニシの成貝 （近畿農政局原図）



○ トビイロウンカによる被害（坪枯れ）の様子 （近畿農政局原図）



④ 家畜防疫（豚熱、鳥インフルエンザ等）

○ 平成30年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまで12県の農場において63例の感染が確認（令和3年3月31日現在）されました。そのうち、近畿農政局管内では、和歌山県（令和3年1月）、奈良県（令和3年3月）の養豚農場で発生しました。

また、鳥インフルエンザは、令和2年度シーズン、令和2年11月に香川県の養鶏場で発生し、これまで18県の農場において52例が確認（令和3年3月31日現在）されました。近畿農政局管内では、兵庫県（令和2年11月）及び奈良県、和歌山県並びに滋賀県（令和2年12月）の養鶏場で発生し、殺処分等の防疫措置が実施されました。さらに、令和3年1月に千葉県のある農場で発生した事例では、その農場からひなが出荷されていた大阪府及び奈良県の農場が疫学関連とされ、防疫措置が実施されました。

そのほか、口蹄疫やアフリカ豚熱なども、国内での発生はないものの、近隣諸国での発生が続いている状況です。

○ 家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するために、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が図られています。特に豚熱に関しては、農場で飼養されている豚等へのワクチン接種、野生いのししへの経口ワクチンの散布、捕獲強化などが実施されており、近畿農政局管内6府県では令和2年1月以降順次実施されています。

○ 近畿農政局では、管内府県と協力して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、消費・安全対策交付金を用いた野生動物侵入防護柵の整備を進める等の野生いのししへの対策などを進めています。また、近畿農政局管内及び近隣県での発生事例には、近畿農政局に対策本部を設置して、管内外の発生県からの要請に応じて防疫作業を支援する者（管内：兵庫県68人、奈良県6人、管外：香川県124人）や自衛隊と県との調整を行う現地リエゾン（兵庫県4人、奈良県3人、和歌山県2人）等の派遣、生産者、消費者や流通業者等への正確な情報の提供、販売店等での適切な表示の確認、疫学調査の補助など、局全体として24時間体制で対応しました。なお、現在も、発生農場の経営再開やその他の農場での経営面での支援、捕獲強化への取り組みなどを局全体として、対応しています。

○ 管内での豚熱の発生状況及び防疫措置状況

発生年月及び場所	措置状況
和歌山県かつらぎ町 (令和3年1月)	・飼養豚 267 頭をすべて殺処分。
奈良県奈良市 (令和3年3月)	・飼養豚 1,089 頭をすべて殺処分。

発生に関して行われた疫学調査に両事例とも近畿農政局の職員が補助。

○ 管内での鳥インフルエンザ発生状況及び防疫措置状況

発生年月及び場所	措置状況
兵庫県淡路市 (令和2年 11 月)	・飼養鶏 145,024 羽(採卵鶏)をすべて殺処分。 ・兵庫県の要請を受け近畿農政局の職員 68 人が防疫措置を支援。その他現地リエゾンを4人派遣。
奈良県五條市 (令和2年 12 月)	・飼養鶏 77,386 羽(採卵鶏)をすべて殺処分 ・奈良県の要請を受け近畿農政局の職員6人が防疫措置を支援。その他現地リエゾンを3人派遣。
和歌山県紀の川市 (令和2年 12 月)	・飼養鶏 67,580 羽(採卵鶏)をすべて殺処分。 ・現地リエゾンを2人派遣。
滋賀県東近江市 (令和2年 12 月)	・飼養鶏 10,338 羽(採卵鶏)をすべて殺処分。
※大阪市松原市 (令和3年1月)	・飼養あひる約 300 羽をすべて殺処分。
※奈良県御所市 (令和3年1月)	・飼養あひる約 200 羽をすべて殺処分。

※ 令和3年1月に千葉県で発生した国内 37 例目のあひる農場の関連農場

発生に関して行われた疫学調査に関連農場を除く全事例で近畿農政局の職員が補助。

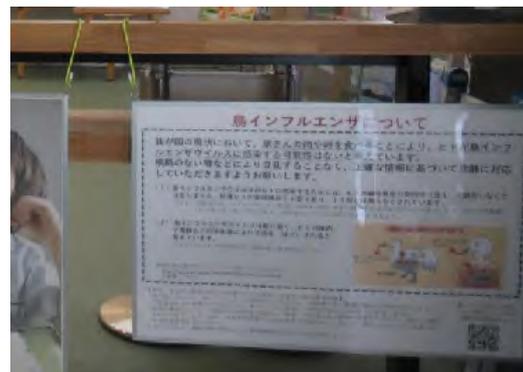
その他、香川県での発生事例に、近畿農政局の職員124人が防疫措置を支援。

○消費・安全対策交付金を用いた野生動物侵入防止柵

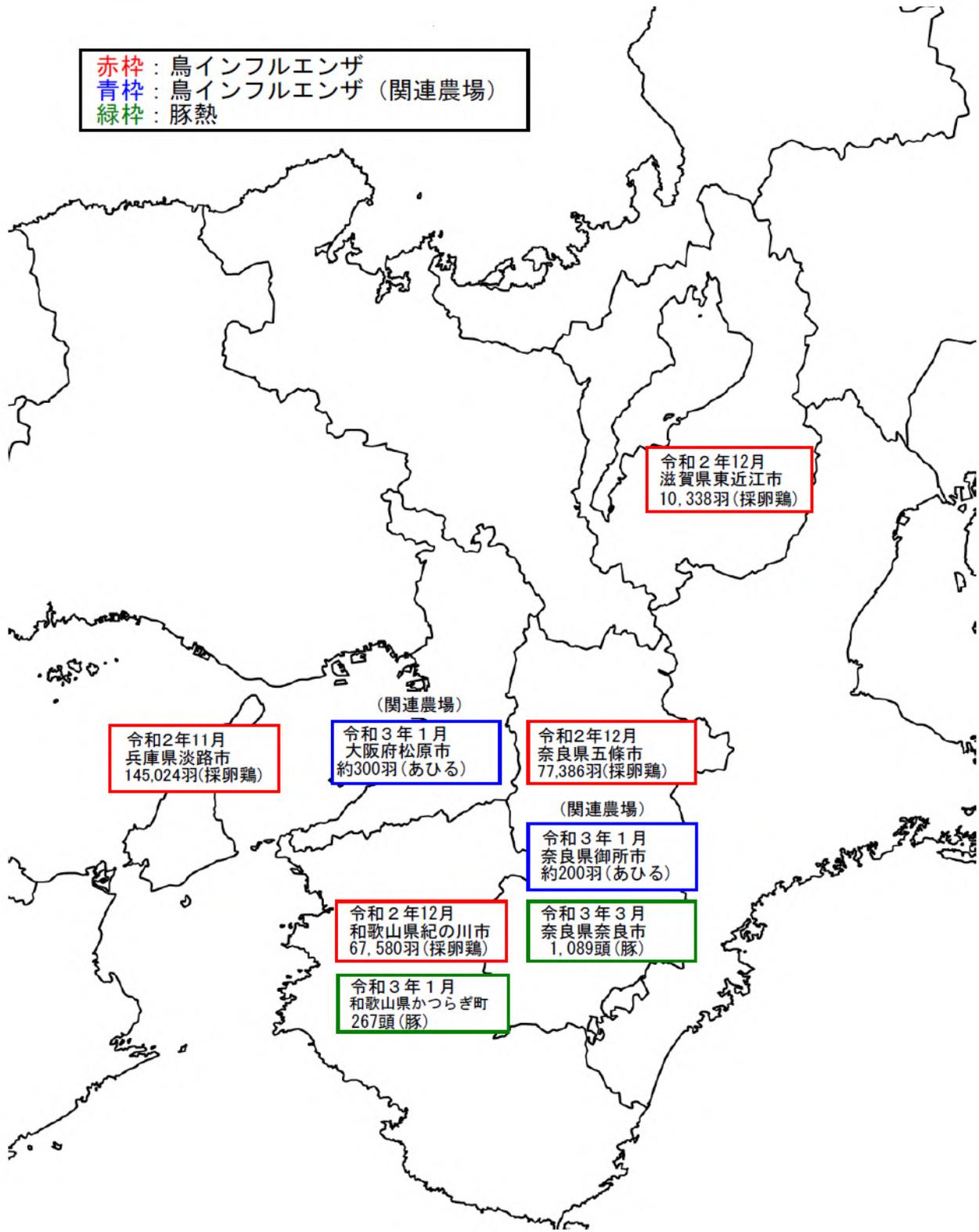


(原図京都府提供)

○「消費者の部屋」、メルマガや消費者相談を通じた正確な情報提供(写真は消費者の部屋)



赤枠：鳥インフルエンザ
青枠：鳥インフルエンザ（関連農場）
緑枠：豚熱

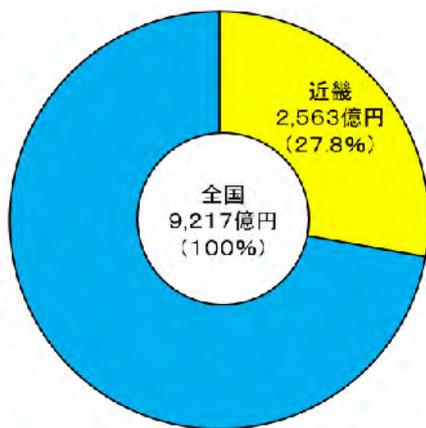


(4) 農林水産物・食品の輸出促進

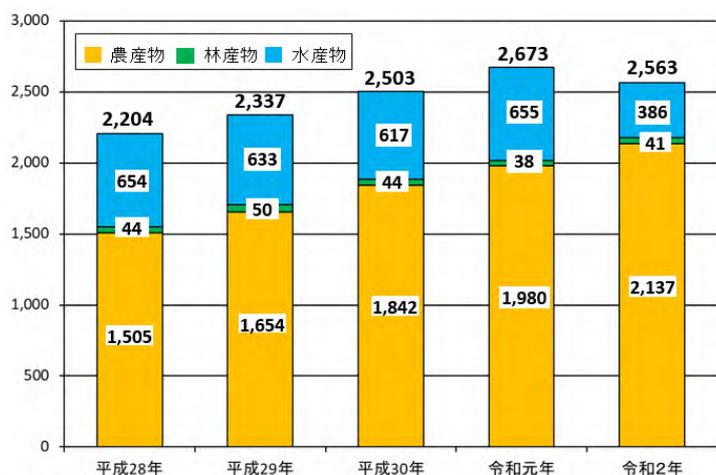
① 輸出額の現状

- 農林水産物・食品の輸出については、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という政府目標の達成に向け、関係機関が連携して事業者の支援を行っています。
- 近畿農政局管内の港・空港から輸出される農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移しており、2020年の実績は全国の約3割を占める2,563億円となっています。(図表-1・2)
- 国・地域別の輸出額は、アジアが7割強、北米が2割弱を占め、香港が約600億円と最も大きく、中国(約540億円)、米国(約400億円)の順になっています。(図表-3)

図表-1 農林水産物の輸出額の占める割合
(2019年)

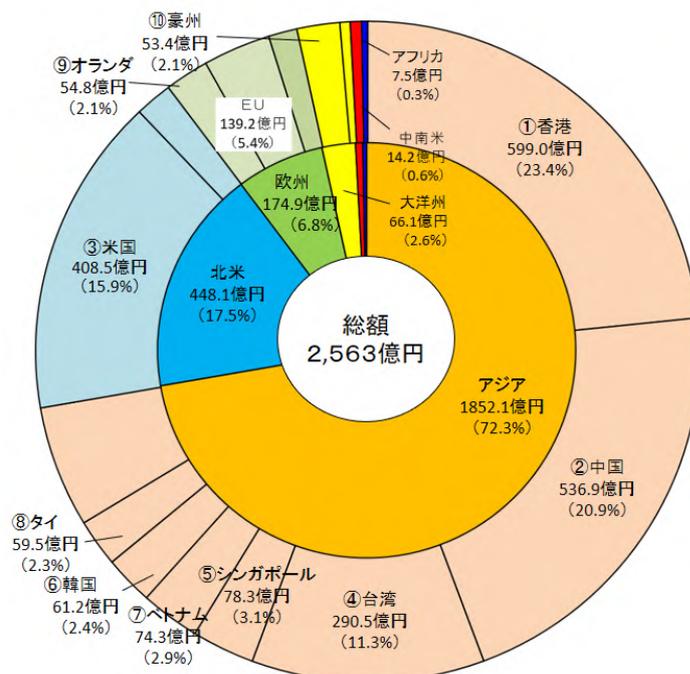


図表-2 近畿農政局管内からの輸出額の推移



貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表-3 国・地域別の輸出額の内訳 (2020年)



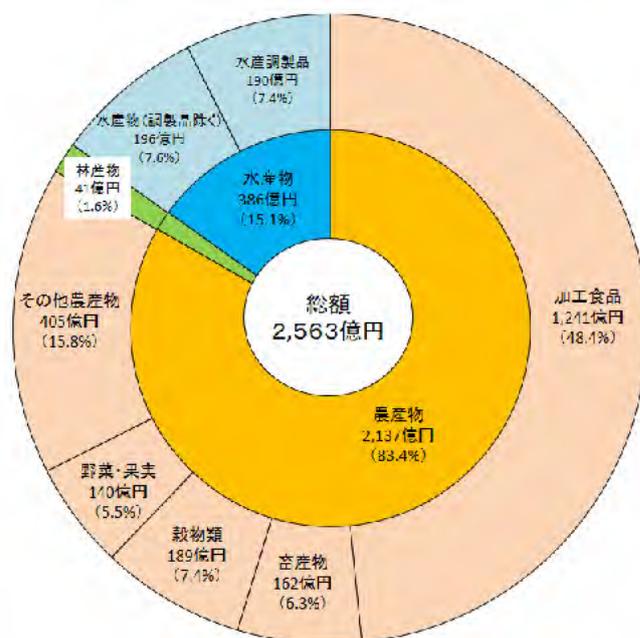
貿易統計をもとに近畿農政局で作成

- 近畿の各地から様々な品目が輸出されており、代表的な品目は米、牛肉、緑茶、果実、日本酒などです。(図表-4)
- 品目別の輸出額は、農産物が8割以上を占め、なかでも加工食品の割合が高くなっています。続いて水産物、林産物の順です。(図表-5)
- 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、品目ごとの輸出金額は前年から大きく変動しました。(図表-6)

図表-4 近畿からの主な輸出品目マップ



図表-5 農林水産物の輸出額の品目別内訳 (2020年)



貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表-6

前年から輸出額が減少した主な品目

単位：億円

品目	2019年	2020年	増減(%)	増減(額)
インスタントコーヒー	13.9	27.3	+95.4%	13.3
コーヒー	16.6	28.7	+73.3%	12.1
ソース混合調味料	77.9	88.9	+14.2%	11.0
清涼飲料水	141.1	151.8	+7.6%	10.8
アルコール飲料	317.8	326.4	+2.7%	8.5
即席麺	17.7	25.7	+45.7%	8.1
牛肉	48.3	54.2	+12.3%	5.9
ぶどう	18.7	24.4	+30.6%	5.7
観賞用魚	3.6	8.8	+142.0%	5.1
いわし	0.5	5.2	+1016.6%	4.8

前年から輸出額が増加した主な品目

単位：億円

品目	2019年	2020年	増減(%)	増減(額)
真珠	260.6	59.0	-77.4%	▲ 201.6
ホタテ貝(調製)	61.5	34.3	-44.2%	▲ 27.2
たばこ	113.3	93.4	-17.5%	▲ 19.9
なまこ(調製)	50.3	31.5	-37.4%	▲ 18.8
さんご	33.9	21.5	-36.6%	▲ 12.4
デキストリン等	27.2	21.0	-22.5%	▲ 6.1
さば	9.3	3.8	-59.3%	▲ 5.5
りんご	25.5	20.4	-20.0%	▲ 5.1
いか	5.0	0.0	-100.0%	▲ 5.0
ペプトン等	28.6	24.2	-15.6%	▲ 4.5

② 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）

- 農林水産省は、輸出に意欲的な生産者・事業者をサポートするため、平成30年8月に農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を立ち上げました。GFP登録者数は順調に増加し、令和3年3月末時点で近畿管内の登録者は631件となっています。（図表-7）
- GFP登録者のうち希望者に対して輸出の可能性等を診断する訪問診断を実施し、近畿管内では令和3年3月までに47回の訪問診断を実施しました。
- 相手国・地域のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を進めるため、令和元年度から「グローバル産地づくり推進事業」を実施しており、令和2年度には、近畿管内では、京都府、大阪府及び和歌山県の3産地で事業を実施しました。（図表-8）

図表-7 近畿管内のGFP登録数（令和3年3月末時点）

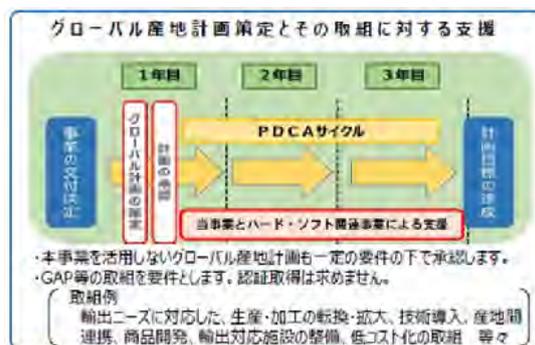
	農林水産・食品事業者	流通事業者、物流業者等	計
全国	2,622	1,950	4,572
近畿	347	284	631
滋賀県	24	10	34
京都府	90	61	151
大阪府	78	134	212
兵庫県	86	51	137
奈良県	33	14	47
和歌山県	36	14	50

図表-8 近畿管内のグローバル産地づくり推進事業の取組（令和2年度）

○京都府における採択産地（令和元年度から）

<補助金交付対象者>
京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会

<取組内容>
府内で生産されるえびいも等京野菜4品目、京たんご梨の台湾向け産地づくりに取り組む。



○大阪府における採択産地（令和元年度から）

<補助金交付対象者>
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

<取組内容>
府内で生産される醸造用ぶどうの生産拡大を図るとともに、府内産ワインのアジア5か国・地域向け産地づくりに取り組む。

○和歌山における採択産地（令和2年度から）

<補助金交付対象者>
紀北川上農業協同組合

<取組内容>
タイ、香港等の東南アジアや米国、豪州向けに行ってきた柿の輸出について、国際認証等を取得することにより今後更に規模拡大を図る。

(5) 知的財産の保護

① GI (地理的表示保護制度)

- 地理的表示 (GI) 保護制度とは、地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等が生産地と結びついている農林水産物や食品の名称を知的財産として保護する制度です。
- 全国 104 製品のうち近畿では 8 製品が登録されており、近畿農政局では制度の普及と更なる登録に向けた取組を行っています。

近畿農政局管内においては、畜産物では但馬牛、神戸ビーフ及び近江牛、農産物では万願寺甘とう、佐用もち大豆及び伊吹そば、加工品では三輪素麺及び紀州金山寺味噌の計 8 製品 (令和 2 年 12 月末現在) が登録され、模倣品の排除のほか知名度の向上等の効果もたらされています。(図表-1)

また、但馬牛、神戸ビーフ、近江牛、万願寺甘とう、三輪素麺及び紀州金山寺味噌の 6 製品については、日 EU・EPA 及び日英・EPA により EU 域内又は英国内においてそれぞれの GI 制度で保護されています。現地でのブランド化等に活用が期待されます。

図表-1 近畿の GI 登録製品

登録番号 登録日	製品名	特徴
第 2 号 平成 27 年 12 月 22 日	 但馬牛 (兵庫県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでの長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B2等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。
第 3 号 平成 27 年 12 月 22 日	 神戸ビーフ (兵庫県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでの長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。
第 12 号 平成 28 年 3 月 29 日	 三輪素麺 (奈良県)	約 1300 年前の奈良時代に生産が始まり、三輪地方が手延べ素麺発祥の地と伝えられている。しっかりとしたコシの強さから、伸縮性に優れており、非常に細い製麺が可能であることと、茹で上げ後の茹で伸びが抑制される。
第 37 号 平成 29 年 6 月 23 日	 万願寺甘とう (京都府)	辛み成分のない甘味種とうがらし。ピーマンのような肉厚な果肉を有する。大型果であるが果肉は柔らかく、丸ごと食べられる。肩部のくびれとやや湾曲した果形が特徴。さわやかな甘い香りと、ほのかなとうがらしの香りが匂う独特の風味。
第 39 号 平成 29 年 8 月 10 日	 紀州金山寺味噌 (和歌山県)	和歌山県内で伝統製法により生産されている食べる味噌。野菜を麹と一緒に仕込み、発酵・熟成させているため、麹と野菜の味が溶け合い、味がまるやかである。また、粒が残った状態でも柔らかな食感である。
第 56 号 平成 29 年 12 月 15 日	 近江牛 (滋賀県)	融点が低い不飽和脂肪酸であるオレイン酸を多く含んでおり脂質の口溶けが良い。約 400 年前から生産が続く最も古い銘柄牛のひとつであり、日本の牛肉食文化への貢献や肥育技術の高さから日本三大和牛とも称される。
第 78 号 令和元年 5 月 8 日	 佐用もち大豆 (兵庫県)	グリニン (タンパク質) 含有量が多く、加熱するともちもちした食感を有する在来種の大豆。一般的な品種と比較すると大粒で約 3 割重く、シヨ糖をはじめとした糖質含量が高く甘味が強い。大豆を専門に取り扱う流通業者からこれらの品質が高く評価されている。
第 85 号 令和元年 9 月 9 日	 伊吹そば (滋賀県)	伊吹山中腹で栽培されてきた在来種で主に直径 4.5mm 以下の小粒なそば。甘皮 (種皮) の部分が多く、それに由来する緑の色調や香りが強く出る。また、うま味と甘みは他の優良品種と比べても遜色がなく、製粉業者やそば店から高く評価されている。

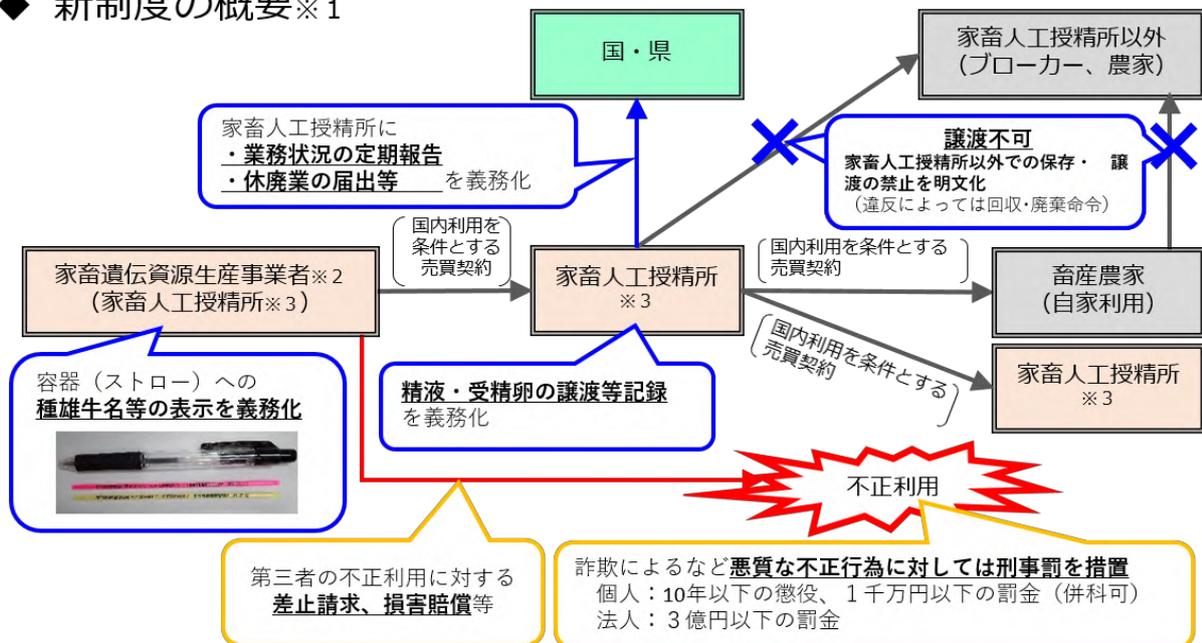
② 家畜遺伝資源保護

- 和牛を初めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の国内での生産を促進する上で家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっています。
- しかしながら、平成30年6月、和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生し、家畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められています。
- こうした状況を受けて、令和2年の通常国会において、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が新たに制定され、これらの法律に基づく新たな仕組みが同年10月1日に施行されました。

【和牛遺伝資源関連2法の概要】

- ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律
 - ・ 精液・受精卵の流通規制の強化（下図の青囲み部分）
- ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
 - ・ 契約の当事者でない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）（下図の黄囲み部分）

◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種）に係る制度の概要である。

※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。

※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

注) 青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

(6) 食品産業の動向

① 食品流通（卸売市場）の現状と課題

- 卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として、生鮮食料品の安定供給に重要な役割を果たしています。
- 平成30年度末現在、近畿には12の中央卸売市場（全国に占める近畿の割合は18.8%）と、106の地方卸売市場があります（同10.2%）。（図表-1）
- 市場の取扱実績額をみると、ほぼ横ばいで推移しており、30年度において中央卸売市場では7,674億円（同20.6%）となっています。（図表-2, 3）
- また、同年の地方卸売市場の取扱実績額は、2,025億円（同9.1%）となっています。（中央卸売市場、地方卸売市場とも、取扱額はほぼ横ばい）（図表-3）
- 食品流通の多様化が進む中、生産者の利益向上と消費者ニーズへの的確な対応が求められています。

図表-1 近畿の卸売市場数（平成30年度）

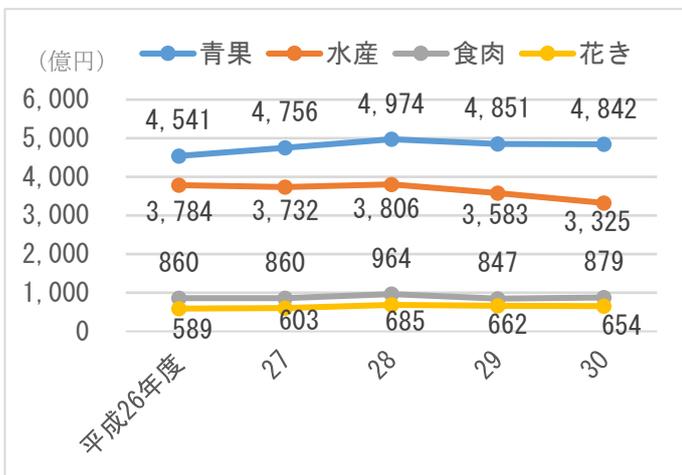
区分	中央卸売市場								地方卸売市場						合計	
	小計	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産	食肉	花き	小計	総合 市場	青果 市場	水産 消費地 市場	水産 産地 市場	食肉 市場		花き 市場
滋賀	0								9	5	1	2		1		9
京都	2		1					1	16	1	8		5		2	18
大阪	4		3					1	19	1	12	1	1		4	23
兵庫	4	1	1					1	28	9	4	3	8	3	1	32
奈良	1		1						9		5	1		1	2	10
和歌山	1		1						25	4	4		16		1	26
近畿計	12	1	7	0	0	1	3	0	106	20	34	7	30	5	10	118
全国計	64	7	23	6	13	4	10	1	1,025	146	328	117	314	21	99	1,089

資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注：水産産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のために陸揚地において開設され、他の卸売市場に出荷する者、水産加工業者を営む者等に卸売するための卸売場の面積が330㎡以上の卸売市場

図表-2 近畿の卸売市場の取扱額の推移

(中央と地方の合計額)



図表-3 近畿の卸売市場の取扱額

(平成30年度)

(単位：億円)

区分	青果	水産物	食肉	花き	合計	
中央卸売市場	近畿	4,002	3,119	522	31	7,674
	全国	18,829	14,504	2,821	1,149	37,303
	全国比	21.3%	21.5%	18.5%	2.7%	20.6%
地方卸売市場	近畿	840	205	357	623	2,025
	全国	12,429	6,185	1,469	2,214	22,297
	全国比	6.8%	3.3%	24.3%	28.1%	9.1%

② 環境問題等の社会的な課題への対応

- 農林水産省では「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）」に基づき、食品関連事業者の食品ロス削減の取組を推進しています。
- 令和2年10月末現在、近畿において食品ロス削減に向けた商習慣の見直しに取り組み、納品期限を緩和している食品小売事業者は15事業者、賞味期限表示を大括り化している食品製造業者は14事業者になりました。
- 国は対象食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減する目標を立てており、一人一人が身近なところから食品ロス削減を意識することが目標達成には不可欠です。

注) 飲料、賞味期限180日以上菓子、カップ麺の3品目を扱う事業者による商習慣見直しへの取り組み。

食品ロス削減に向けた商習慣見直しの取組事業者（令和2年10月末時点）

	納品期限の緩和	賞味期限表示の大括り化 (年月表示、日まとめ表示)
全 国	142 小売事業者	156 製造業者
うち近畿管内	15 小売事業者	14 製造業者

資料：農林水産省「卸売市場データ集」（中央市場）、「地方卸売市場関係資料」（地方卸売市場）

注：水産物については、産地市場を除く

【株式会社サンプラザ（大阪府羽曳野市）の取組】



スーパーを経営する株式会社サンプラザでは、食品ロス削減のため、店舗における発注精度の向上や賞味期限内での売切りを徹底し、返品によるメーカーでの廃棄や店舗での廃棄の削減につなげています。

また、食品ロス削減月間では、各店舗において、食品ロス削減の啓発ポスターを掲示し、消費者に対して食べることや使いきることを呼び掛けています。

今後も流通事業を通じて食品ロス削減の重要性や取組みを消費者に継続的に訴求していくこととしています。

(7) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出

① 6次産業化の推進

- 6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組です。
- 農林水産省では農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例措置、相談対応や経営改善の取組への支援、新商品開発、販路開拓等に対する補助、加工・販売等への必要な施設整備に対する補助など支援策を講じています。
- 近畿での、総合化事業計画の認定件数は390件（令和2年12月28日現在）、全国の約15%の認定件数となっています。また、兵庫県は119件で北海道に次ぐ全国で2位の認定件数となっています。（図表）

図表 近畿管内における総合化事業計画の認定件数（令和2(2020)年12月28日現在）

区 分	総合化事業計画 の認定件数	うち		
		農畜産物関係	林産物関係	水産関係
滋 賀	68	63		5
京 都	49	43	6	
大 阪	41	35	2	4
兵 庫	119	109	3	7
奈 良	43	39	3	1
和 歌 山	70	64		5
近 畿 計	390	353	14	22
全国（参考）	2,571	2,275	104	192

食料産業・6次産業化交付金による支援

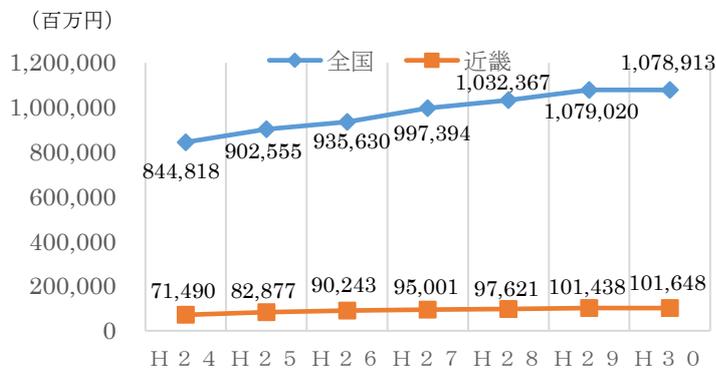
○ 「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

<p>業務用需要に対応した BtoBの取組の推進</p>  <p>高い品質管理下での業務用 一次加工品等の製造・供給</p>	<p>「農泊」と連携した 観光消費の促進</p>  <p>加工・販売の事業と一体的に 行う加工・収穫体験等の提供</p>	<p>農福連携の発展</p>  <p>障害者との協働による商品化</p>
--	--	---

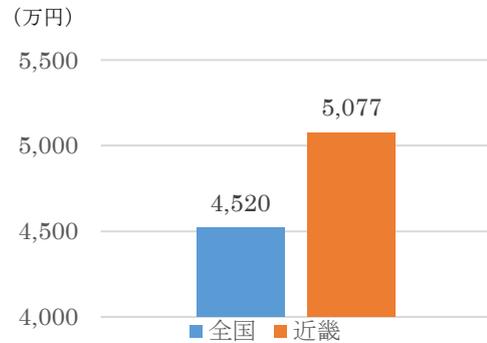
② 地産地消の取組

- 全国の農産物直売所の年間販売金額は約1兆790億円、近畿ではその9.4%に当たる1,016億円を販売しています（図表-1）。また、近畿の農産物直売所の1事業者当たりの年間販売金額は5,077万円と、全国の4,520万円を上回っています（図表-2）。
- 近畿農政局では、近畿のそれぞれの立地を活かした創意工夫ある様々な地産地消や、国産農林水産物・食品の消費拡大の取組を募集し、優れた取組を表彰する「地産地消等優良活動表彰」を実施しています。令和元年度においては、次の4団体が近畿農政局主催の「地産地消優良活動表彰」において近畿農政局長賞を受賞しました（図表-3）。

図表-1 直売所の年間販売金額（百万円）



図表-2 1事業者当たりの年間販売金額（万円）



資料：6次産業化総合調査

図表-3 令和元年度の「地産地消等優良活動表彰」受賞者



令和元年度地産地消等優良活動表彰近畿農政局長賞受賞団体

各受賞団体の取組については、以下のURLをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kinki/press/keiei/tiiki_syokuhin/attach/pdf/200121-1.pdf

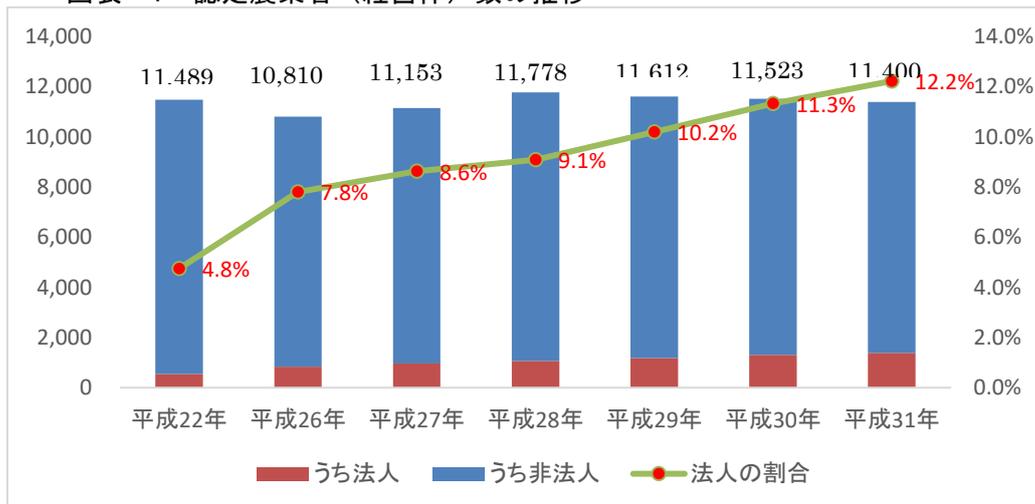
2 強い農業の創造

(1) 担い手の育成・確保

① 認定農業者制度

- 認定農業者制度は、農業者が作成した経営発展に向けた計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者（認定農業者）には、計画の実現に向け、低利融資等の支援措置が講じられています。
- 管内の認定農業者数は、平成31年3月末現在で全国の約5%にあたる11千400となっており、近年横ばい傾向で推移していますが、うち法人は一貫して増加しており、10年間で3倍に増加しています。（図表-1, 2）
- 近年、都道府県や市町村の区域を越えた営農活動の広域化が進展してきていることから、市町村による認定に加えて、担い手の営農範囲に応じて国又は都道府県が認定する仕組みが、令和2年4月から設けられました。

図表-1 認定農業者（経営体）数の推移



図表-2 府県別の認定状況（平成31年）

区分	平成31年度			平成22年度		
	うち法人	割合	うち法人	割合		
滋賀	540	19.5%	176	10.0%		
京都	243	18.0%	110	9.5%		
大阪	50	5.1%	19	1.6%		
兵庫	400	16.3%	161	6.3%		
奈良	91	9.1%	33	3.0%		
和歌山	70	2.5%	47	1.3%		
近畿管内	1,394	12.2%	546	4.8%		
全国	24,965	10.4%	14,273	5.7%		

資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

② 農業経営の法人化

- 法人には、経営・運営面や税制・社会保険制度等の制度面でのメリットがあり、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などを通じたさらなる経営発展へのステップとして、農林水産省では、農業経営の法人化を推進しています。
- 管内の農業経営の法人化の状況は、令和2年における法人経営体数が平成27年から28%増加して1,543経営体となりました。また、農地を所有できる農地所有適格法人は平成31年1月1日現在で1,002法人（対前年比106%（全国105%））、リース方式により農業参入した一般法人は平成30年12月末現在で449法人（対前年比113%（全国108%））となっており、いずれも増加傾向となっています。（図表-1、2、3）
- 農業経営の法人化に関しては、府県段階に設置した農業経営相談所において、各種経営課題に応じた中小企業診断士等の専門家派遣等による相談対応が実施されています。

図表-1 農業経営体数（令和2年2月1日現在）

府県名	令和2年		平成27年		法人数 増加率
		うち法人		うち法人	
滋賀	14,679	604	20,188	435	39%
京都	14,183	333	18,016	300	11%
大阪	7,673	97	9,293	103	▲6%
兵庫	38,302	645	47,895	423	52%
奈良	10,864	148	13,291	138	7%
和歌山	18,141	152	21,496	144	6%
近畿計	103,842	1,979	130,179	1,543	28%
全国	1,075,681	30,636	1,377,266	27,101	13%

資料：農林水産省「農林業センサス」（平成27(2015)、令和2年(2020)年<概数値>）

図表-2 農地所有適格法人数

府県名	平成31年	平成30年	対前 年比
滋賀	420	390	108%
京都	170	166	102%
大阪	40	38	105%
兵庫	238	223	107%
奈良	65	64	102%
和歌山	69	65	106%
近畿計	1,002	946	106%
全国	19,213	18,236	105%

資料：農林水産省経営局調べ

図表-3 農業参入した一般法人数

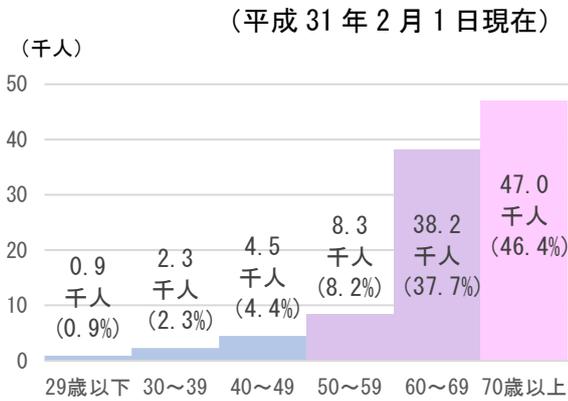
府県名	平成30年	平成29年	対前 年比
滋賀	28	21	133%
京都	84	69	122%
大阪	55	50	110%
兵庫	197	185	106%
奈良	38	33	115%
和歌山	47	39	121%
近畿計	449	397	113%
全国	3,286	3,030	108%

資料：農林水産省経営局調べ

③ 新規就農の推進

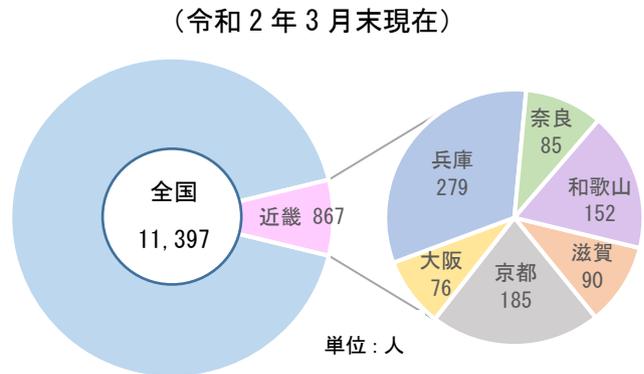
- 農業者が減少、高齢化する中で、新規就農の推進は重要な課題です。
- 現在、近畿地方における基幹的農業従事者は、101千人で、49歳以下が7.6%、70歳以上が46.4%と著しくアンバランスな状況となっています。(図表-1)
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業内外からの新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。
- 認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(有効期間5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた者です。将来において安定的な農業経営の担い手となる青年等の就農を促進するため、各種施策を講じています。

図表-1 年齢別基幹的農業従事者数



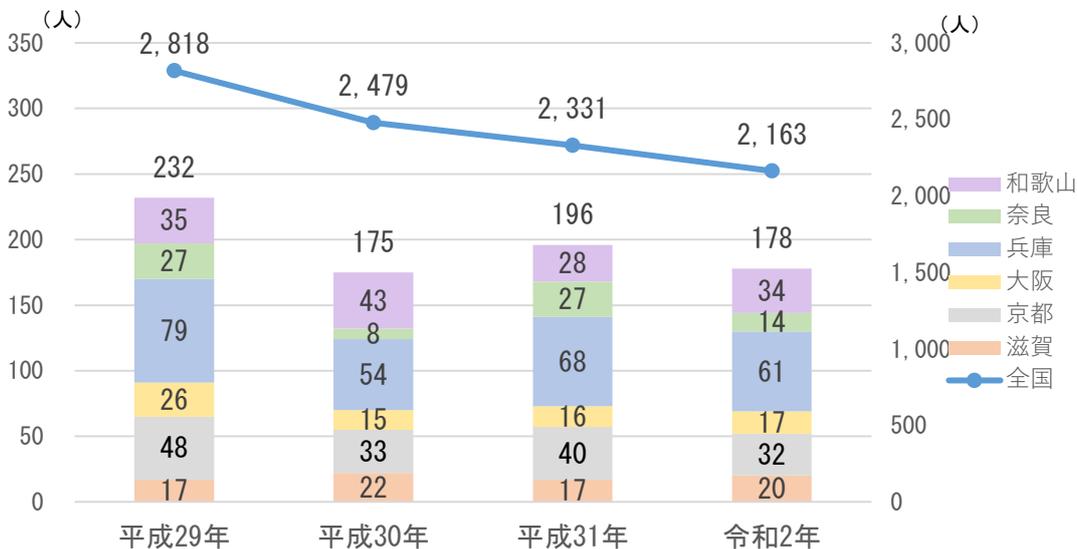
資料：農林水産省「平成31年度農業構造動態調査(平成31年2月1日現在)」を基に近畿農政局で作成。「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

図表-2 認定新規就農者数



資料：農林水産省HP「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況(平成31年3月末現在)」を基に近畿農政局で作成。

図表-3 年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者数の推移



資料：農林水産省HP「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況」を基に近畿農政局で作成。令和2年は、平成31年4月~令和2年3月中に新規に認定を受けた認定新規就農者数。各年における期間は同じ。

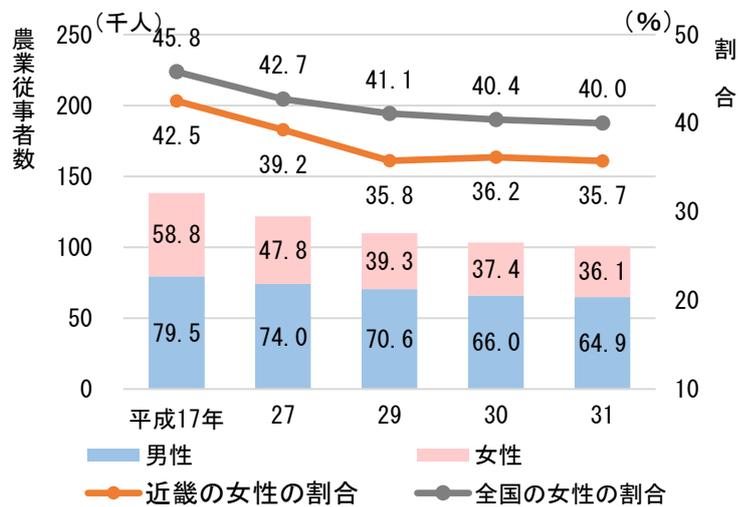
(2) 女性農業者の活躍

- 近畿農政局管内は、全国に比べ基幹的農業従事者に占める女性の割合が低く、かつ、減少傾向にあり、農業女子プロジェクト※などの取組を通して女性農業者の存在感を高めていく必要があります。(図表-1)
- 一方、農業委員に占める女性の割合は増加傾向にあります。更なる政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要です。(図表-2)

※ 農業女子プロジェクトとは !!

女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆さまに知っていただくための取り組みです。

図表-1 基幹的農業従事者に占める女性の割合

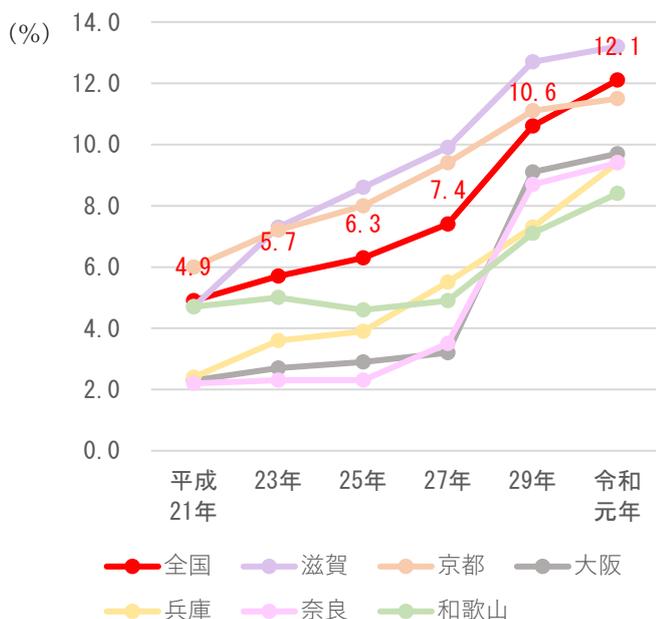


資料:

農林水産省「農林業センサス」(平成17(2005)、27(2015)年)、「農業構造動態調査」(平成29(2017)年以降)

注: 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段の主な状態が「主に農業」である者をいう。

図表-2 農業委員に占める女性の割合



(単位: %)

	平成21年	23年	25年	27年	29年	令和元年
全国	4.9	5.7	6.3	7.4	10.6	12.1
滋賀	4.7	7.3	8.6	9.9	12.7	13.2
京都	6.0	7.2	8.0	9.4	11.1	11.5
大阪	2.3	2.7	2.9	3.2	9.1	9.7
兵庫	2.4	3.6	3.9	5.5	7.3	9.4
奈良	2.2	2.3	2.3	3.5	8.7	9.4
和歌山	4.7	5.0	4.6	4.9	7.1	8.4

資料: 農林水産省HP「女性の活躍を応援します」の「農業委員に占める女性の割合(農林水産省経営局調べ)」を基に近畿農政局で作成。(数値については、各年度10月1日現在)

(3) 農地集積・集約化と優良農地の確保

① 人・農地プランの実質化

- 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するため、地域の農業者が将来の地域のあり方について話し合い、「誰が地域の農地を担っていくのか」、「誰に農地の集積・集約化していくのか」を明確にするものであり、平成24年から取組が始まっています。
- 令和元年の農地中間管理事業の制度創設5年後の見直しにおいて、人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにするという方向性が示され、現在、各地域において人・農地プランの実質化に向けた取組が進められています。
 具体的には、①農業者の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認し、②これを地図化するなどにより、5年後から10年後に後継者がいない農地を「見える化」し、③地図等を用いての話し合いにより地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化に関する将来方針を作成という3つのプロセスを経て作成されたプランを「実質化された人・農地プラン」としています。
- 管内では、令和2年3月末現在、既にプランが実質化されている地区が1,382、工程表を作成し、実質化に取り組んでいる地区が3,483となっており、これらを合わせた4,865地区の約12.5万haにおいて、人・農地プランの実質化の取組が行われています。(図表-1)
- 人・農地プランの実質化の取組は令和2年度末までに全国で集中的に推進することとされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、実質化に向けた工程が延期されるケースも予想されます。それらについて、確実に実質化された人・農地プランが作成されるよう、関係機関が一体となって働きかけていく必要があります。

図表—1 管内の取組状況（令和2年3月末時点）

府県名	既に実質化されている地区		実質化に取り組む地区		合計				【参考】農林業センサス	
	地区数	耕地面積 (ha)	地区数	耕地面積 (ha)	地区数	割合	耕地面積 (ha)	割合	集落数	耕地面積 (ha)
滋賀	721	28,674	283	8,716	1,004	65%	37,389	72%	1,549	51,700
京都	239	4,801	833	11,390	1,072	64%	16,191	53%	1,684	30,300
大阪	5	85	157	2,011	162	21%	2,096	16%	776	12,800
兵庫	346	9,162	885	22,181	1,231	33%	31,343	42%	3,741	73,800
奈良	33	597	388	9,136	421	29%	9,733	47%	1,447	20,500
和歌山	38	1,311	937	27,095	975	61%	28,407	88%	1,599	32,400
近畿計	1,382	44,630	3,483	80,529	4,865	45%	125,159	57%	10,796	221,500

資料：近畿農政局調べ

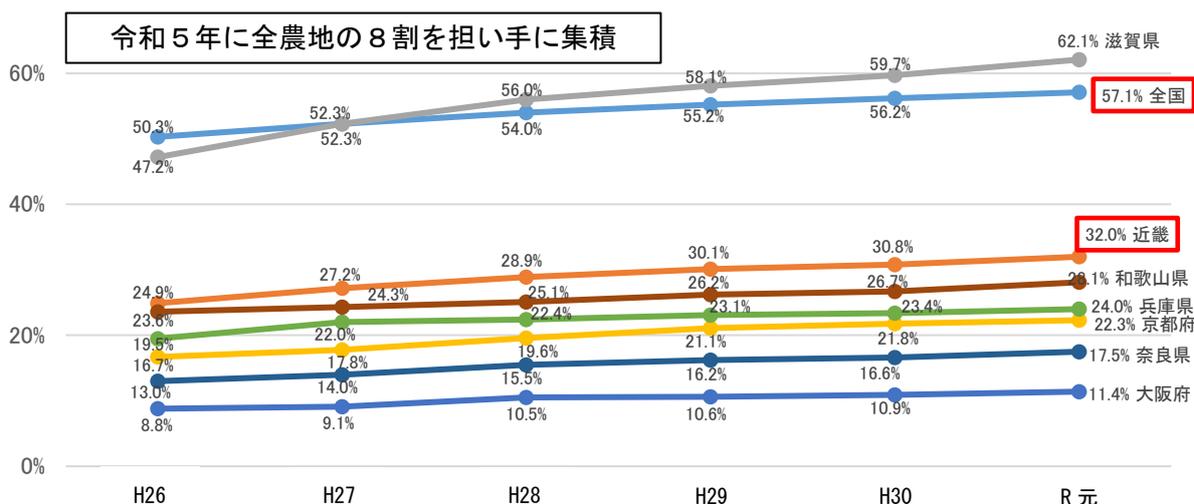
注1:地区数は、各府県から報告のあった集落数であり、必ずしもセンサス上の集落と一致しない。

注2:合計欄の割合は、2015農林業センサスの集落数及び耕地面積に対する割合

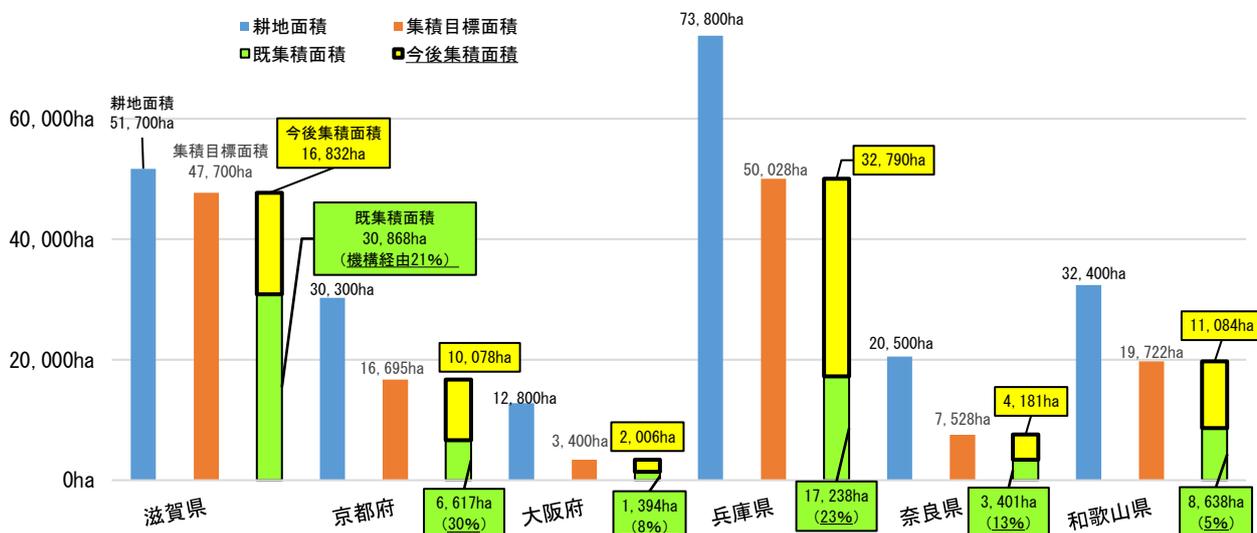
② 農地バンク

- 農林水産省では、令和5年に全農地の8割を担い手へ集積するという目標達成に向け、平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）を制定し、さらに、令和元年に農地中間管理事業をより使いやすくするための手続面の改正を行い、各府県の農地中間管理機構（以下、「農地バンク」という。）が農地集積・集約化を進めるべく取り組みを行ってきました。
- しかし、令和2年3月末現在の全耕地面積に占める担い手の利用面積は全国で57.1%、近畿6府県の平均は32.0%であり、滋賀県（62.1%）を除き担い手への農地集積が大きく遅れており、今後取組みをさらに加速する必要があります。
- 農地バンク制度創設後、集落営農の法人化や農地基盤の整備をきっかけとした農地バンクの活用が進む一方で、現場では依然として農地バンクを経由しない当事者間での相対による権利移動が多くを占めている実態であり、こうした相対での権利移動ではなく、市町村が主導した農地バンクを通じた権利移動を進めていくことが重要です。

図－1 担い手への農地集積の状況（令和2年3月末現在）



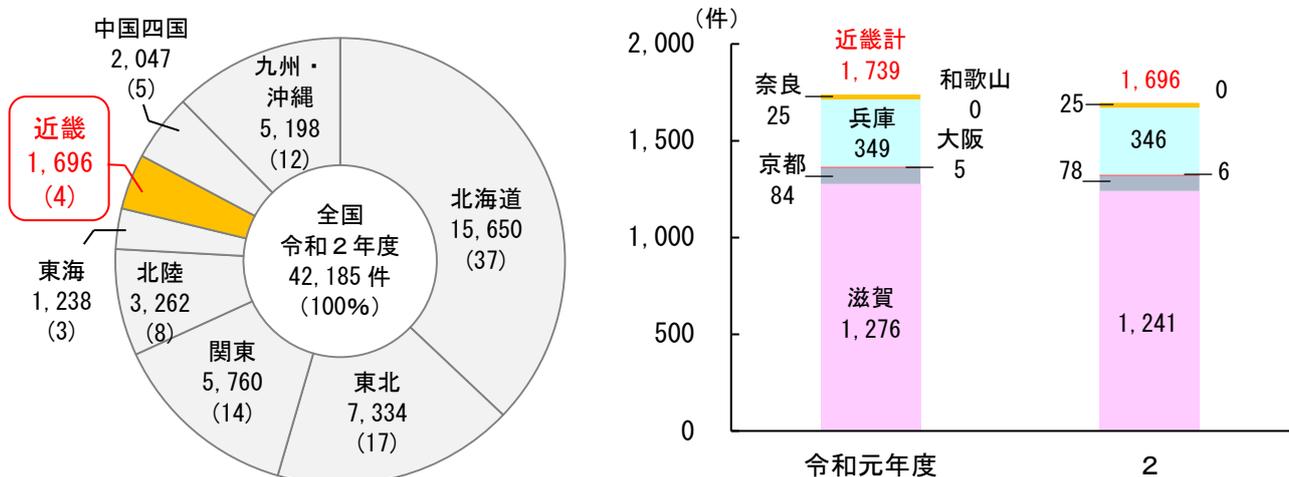
図－2 近畿6府県の耕地面積と集積目標



(4) 経営所得安定対策

- 担い手の経営安定を支援するとともに、我が国の農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」(ゲタ対策)と「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」(ナラシ対策)を実施しています。
- 近畿での申請件数をみると土地利用型農業の盛んな滋賀県、兵庫県での申請が多い傾向にあります。具体的には、令和2年度(産)のゲタ対策の申請件数は、前年度に比べ43件減少の1,696件(全国の4%)となり、府県別では滋賀県が約7割を占めています(図表-1)。また、ナラシ対策の加入申請件数は、前年度に比べ428件減少の2,674件(全国の3%)となり、府県別では滋賀県が約6割を占めています(図表-2)。
- 今後、申請手続の電子化に向けた環境を整備し、利用しやすい運営を進めていきます。

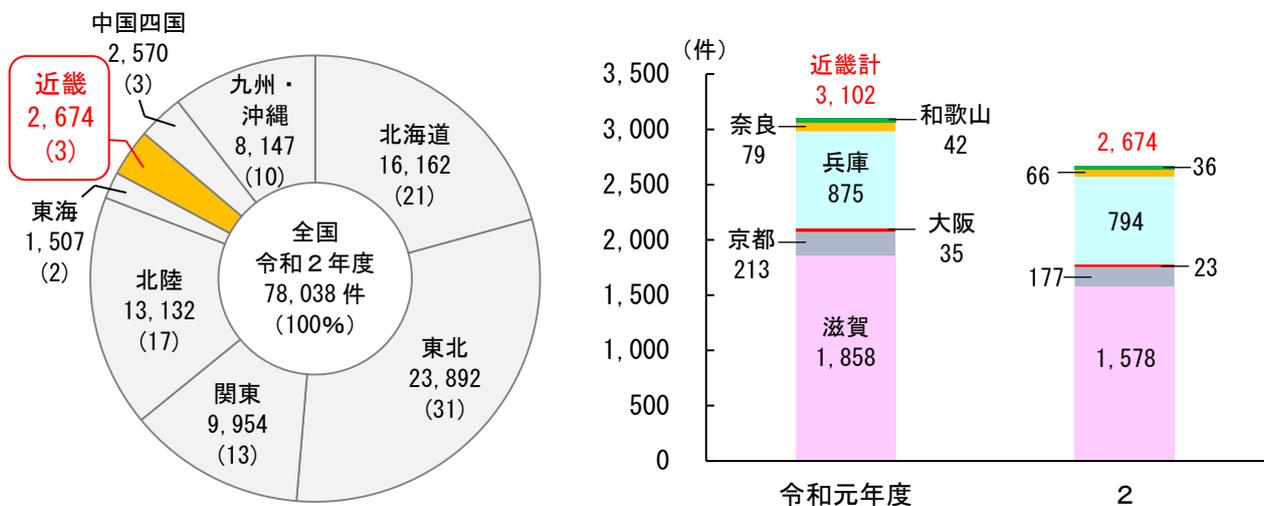
図表-1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の申請件数



資料：農林水産省「経営所得安定対策等の加入申請状況について」

注：令和元年度は9月30日時点、令和2年度は10月2日時点

図表-2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の加入申請件数



資料：農林水産省「経営所得安定対策等の加入申請状況について」

注：令和元年度は9月30日時点、令和2年度は10月2日時点

(5) 需要に応じた米生産

① 米の需給調整取組状況

- 米の需給が緩和基調にある中で、主食用米の需給調整については、平成30年産以降、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わず、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、農業者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むこととなっています（図表－1）。
- 近畿では、それぞれの府県で自主的に作成した作付方針（生産の目安）に沿って、需要に応じた生産・販売に向けた取組が着実に進められ、10月末に公表された令和2年産の水田における作付状況（確定値）によると、近畿の主食用米作付面積は、前年産の実績と比較すると概ね減少しています（図表－2）。
- 農林水産省では、引き続き、各県、各地域ごとの作付動向の中間発表、米に関するマンスリーレポート等の情報提供を行うとともに、作付転換の拡大に向け、水田活用直接支払交付金、水田リノベーション事業等の支援を講じることとしています。

図表－1 令和2年産米の需給調整取組状況

単位：t、ha

	作付方針（生産の目安）		主食用米		達成状況		（参考）3年産米の作付方針	
	生産量	作付面積	実生産量	実作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積
滋賀	154,748	29,874	151,200	29,700	▲ 3,548	▲ 174	152,783 ～149,428	29,494 ～28,847
京都	68,474	13,400	69,100	13,800	626	400	68,116	13,330
大阪	—	—	22,200	4,700	—	—	—	—
兵庫	150,000	29,880	166,000	34,800	16,000	4,920	150,000	29,880
奈良	40,248	7,846	40,600	8,430	352	584	40,182	7,833
和歌山	33,272	6,693	28,900	6,250	▲ 4,372	▲ 443	32,159	6,469
近畿	446,742	87,693	478,000	97,700	9,058	5,287	445,971 ～442,616	87,538 ～86,891
全国	7,080,000 ～7,170,000	—	7,225,000	1,366,000	145,000	—	6,930,000	—

資料：農林水産省調べ

注1：近畿各府県の作付方針（生産の目安）は、各県の再生協議会等が作成したもの。（ただし、生産量又は作付面積が未設定の場合は平年収量を用いて算出）

注2：兵庫県の作付方針（生産の目安）には酒造好適米（26,604t）を含んでいないが、実生産量及び実作付面積には酒造好適米を含む。

注3：大阪府は、作付方針（生産の目安）を作成していない。

注4：近畿各府県の積上げ値と近畿計は、一致しない場合がある。

注5：全国の実生産量は、国が令和元年11月20日及び令和2年11月5日に策定した基本指針（需給見通し）における主食用米等生産量。

注6：主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和2年12月9日に公表した収穫量及び作付面積。

図表－2 令和2年産米等の作付状況（令和2年産確定値）

(ha)

府 県	主食用米		備蓄用米		戦略作物													
	2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)	加工用米		飼料用米		WCS (稲発酵粗飼料稲)		米粉用米		新市場開拓用米 (輸出用米)		麦		大豆	
					2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)	2年産 実績	増減 (2-元)
滋 賀	29,700	▲ 500	296	32	783	▲ 198	1,096	137	251	20	28	▲ 1	195	26	7,436	72	441	37
京 都	13,800	0	—	—	492	▲ 21	95	▲ 4	117	3	7	0	21	2	235	▲ 0	231	3
大 阪	4,700	▲ 150	—	—	0	▲ 0	7	0	—	—	5	▲ 0	—	—	3	0	6	0
兵 庫	34,800	▲ 500	—	—	749	46	299	▲ 6	797	8	43	19	68	65	1,837	▲ 17	1,478	▲ 2
奈 良	8,430	▲ 20	—	—	21	2	27	▲ 3	36	▲ 2	29	4	0	0	61	▲ 2	20	1
和歌山	6,250	▲ 110	—	—	—	—	2	▲ 0	2	0	1	0	—	—	3	1	14	▲ 1

資料：農林水産省「令和2年産の水田における都道府県別の作付状況（確定値）」（令和2年10月公表）データを基に農政局で作成

※1 主食用米は統計部公表の都道府県別の主食用米面積。

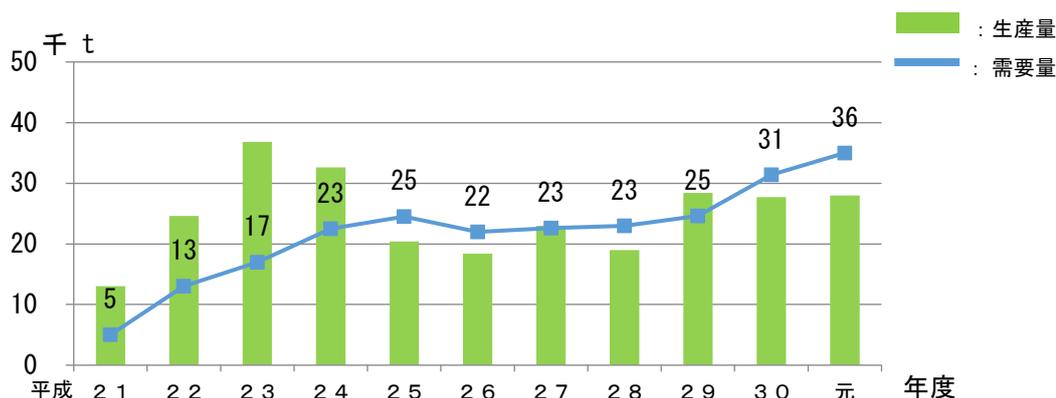
※2 加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積で、備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

※3 麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

② 米粉の需要拡大

- 米粉用米の全国生産量は、平成 28 年度までは 2 万トン程度で推移していましたが、令和元年度は 3 万トン近くまで増加しています。(図表-1) 農林水産省では、日本米粉協会と連携し、米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成 30 年から開始するなど、さらなる米粉の利用拡大に向けて、国内外へ日本産米粉の普及と需要拡大に取り組んでいます。
- また、近畿農政局では、米粉の普及促進を目的に平成 14 年に発足した近畿米粉食品普及推進協議会と連携し、「米粉まつり」や「米粉料理教室」といったイベントを開催してきたところです。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の中、対面のイベントに代えて、初めての試みとして「オンライン米粉料理教室」を開催したり、「おうち時間」を充実させるため、米粉料理レシピや米粉料理を紹介する動画を制作し、近畿農政局ホームページに掲載しています。

図表-1：米粉用米の生産量・需要量の推移



資料：農林水産省調べ

注) 平成 21 年度の生産量は計画数量。需要量は需要者からの聞き取り。数値は利用量



オンライン米粉料理教室の様子



近畿農政局 HP に掲載中の「米粉動画」

(6) 生産基盤の強化と流通・加工の合理化

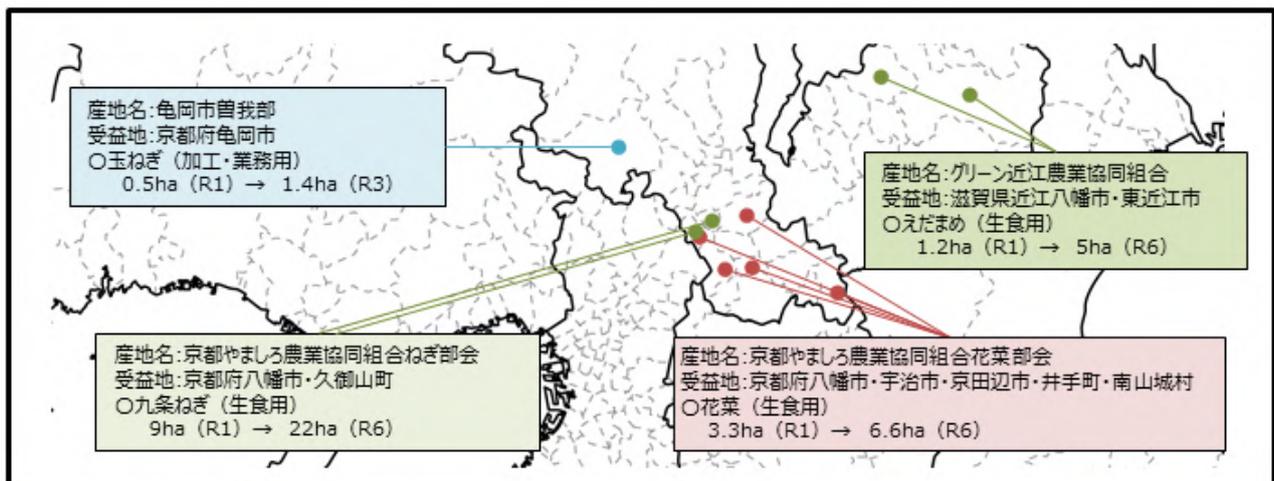
① 水田における高収益作物の導入

- 主食用米の需要が減少傾向にある中、農業・農村の活性化や担い手の確保を図るためには、需要に応じた米の生産と併せて、水田における野菜や果実等の高収益作物の生産を推進することが必要です。また、米から高収益作物への転換等に当たっては、産地の関係者がよく話し合い合意形成を図り、基盤整備や施設・機械の導入等を行いながら取り組むことが重要です。
- このため、近畿農政局では作物の生産振興を担当する生産部、農業の担い手育成を担当する経営・事業支援部、基盤整備を担当する農村振興部の関係課が連携し、平成31年2月から「近畿農政局水田農業高収益化推進プロジェクトチーム」を発足させ、各種取組を行っています。
- 取組として、府縣市町村や農業者団体に加え、実需者3社の参加を得て、水田の高収益化を計画・推進している産地に出向き、意見交換やマッチング支援を目的とした現地検討会を滋賀県、兵庫県、奈良県において実施し、生産者と実需者の間において取引に向けた関係が築かれ、また、滋賀県と京都府において水田農業高収益化推進計画が策定されました。



現地調査の様子（奈良県宇陀市）

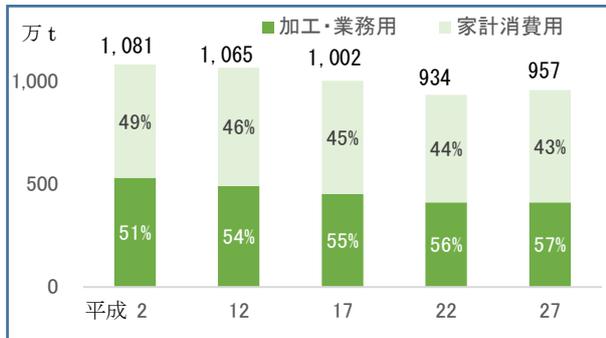
水田農業高収益化推進計画における産地一覧(近畿農政局管内) (令和2年6月末時点)



② 園芸作物の生産体制強化

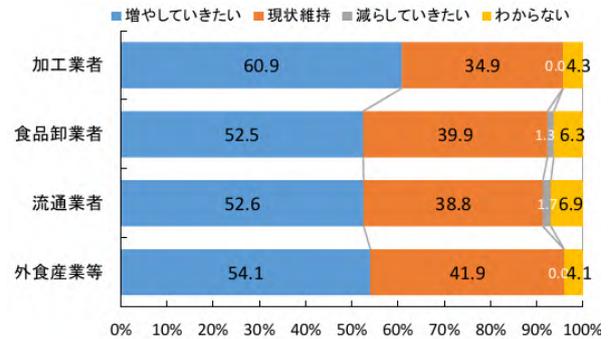
- 食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費用から加工・業務用に徐々にシフトしており、近年では国内消費仕向け量の約6割が加工・業務用で占められています（図表－1）。一方、国産食品・原材料購入に対する実需者への意向調査では、いずれの業種でも5割以上で国産を今後増やしていきたいとの意向が示されています（図表－2）。
- 加工・業務用野菜の安定供給に向けては、機械化一貫体系の導入等による生産性の向上や、契約取引による安定した供給体制の構築などが必要です。
- このため、近畿農政局では、水田での園芸作物の導入支援やセミナーによる意見交換、ビジネスマッチングを通じて、加工・業務用野菜の生産拡大の推進に取り組んでいます。

図表－1 加工業務用及び家計消費用の国内仕向け量の推移



資料：農林水産研究所

図表－2 国産食品・原料購入に対する今後の意向



資料：農林水産省調べ

【近畿ブロック 令和元年度加工・業務用野菜セミナー】
令和2年2月19日、加工・業務用野菜セミナー（於：京都市）を開催しました。セミナーでは産地からの事例発表等が行われました。

【産地事例発表】

- JA レーク伊吹（滋賀県）では、水田をフル活用した野菜振興に取り組んでおり、平成30年からマーケットインに基づき、加工・業務用たまねぎの生産に取り組んでいます。

栽培は、機械化一貫体系による省力生産と効果的な乾燥設備を備えるなど高品質たまねぎの安定供給を図っています。

- JA 兵庫六甲（兵庫県）では、ベンチシート式の育苗施設の整備やJAによる堆肥散布及び定植の支援などにより、旧たばこ産地を中心に、加工業務用キャベツの生産に取り組んでいます。

物流コストの上昇や生産者の高齢化が進む中で、目標生産量6トン/10aの確保や豊凶時に対応できるよう、サプライチェーンの構築や契約栽培の増加に向けて取り組んでいます。



乗用型移植機（4条）（JA レーク伊吹）



加工・業務用野菜セミナーの様子



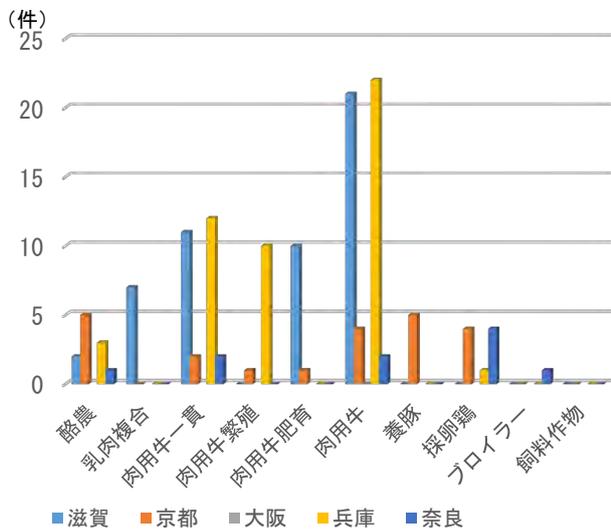
セミナー後の名刺交換会の様子

③ 畜産・酪農の生産基盤強化（畜産クラスター事業）

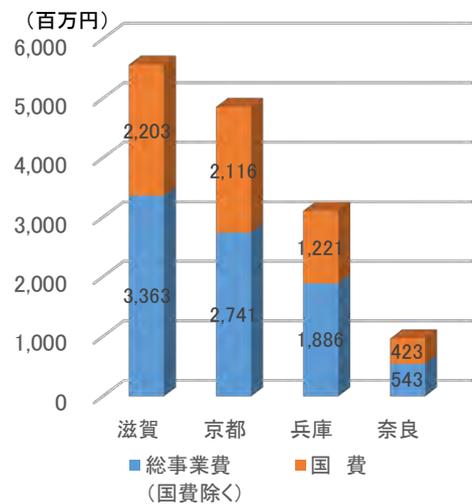
- 我が国における高齢化・後継者不足等による畜産農家戸数の減少や、国内外で高まる牛肉・牛乳乳製品等のニーズに対応していく必要があります。このため、生産基盤の強化や体制の構築に向け、畜産農家の収益力向上が重要となっており、国は畜産クラスター協議会が行う取り組みを支援しています。
- 農林水産省では畜産クラスター*の取組等を推進しており、平成27年度より開始した畜産クラスター事業では、地域で設立された畜産クラスター協議会において当該地域における畜産の課題を抽出し、それに対応するため施設整備や環境整備への支援に取り組んでいます。令和2年度には近畿管内において54の畜産クラスター協議会が設立され、法人経営の増加や規模拡大が図られてきました（図表-1, 2）。
- 畜産クラスター事業で整備した畜産農家では増頭が図られて規模拡大が進んでいるものの、中小規模の畜産農家では農家数や飼養頭数の減少傾向は続いていることから、規模拡大のみならず、中小規模の家族経営が継承されることで経営資源の活用を図ることにより、地域の関係者が連携して生産基盤の強化等を図っていくことが重要です。

* 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が、ぶどうの房（クラスター）のように一体的に結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

図表-1 府県別に見た畜産クラスター協議会の事業内容



図表-2 府県別に見た総事業費（令和2年7月現在）



畜産クラスター事業で整備した牛舎内

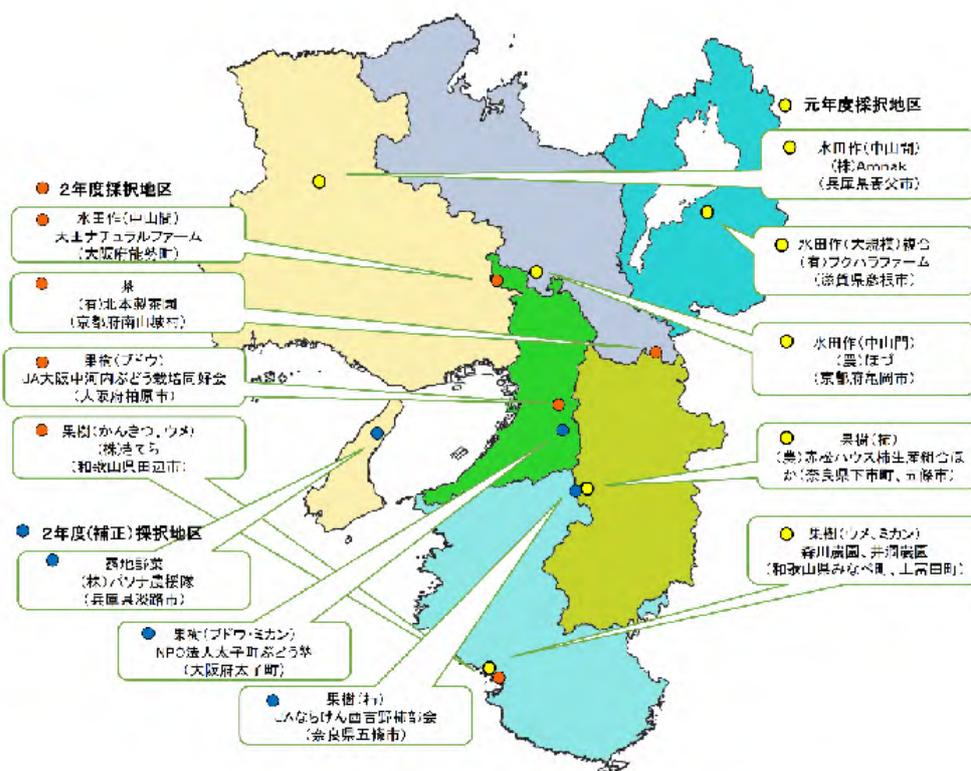


畜産クラスター事業で整備した堆肥舎

④ スマート農業

- 農林水産省では、令和元年度から全国各地の生産現場にロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業を導入し、経営分析・情報発信によりスマート農業の社会実装を図る「スマート農業実証プロジェクト」を展開しています。
- これまでに、近畿では12地区（全国148地区）でスマート農業実証プロジェクトを実施しています（図表-1）。
- 近畿農政局では、プロジェクトチームを立ち上げ、現場への普及促進を図っているほか、令和2年11月には、最新スマート技術の紹介、技術や経営に係る相談会を内容とする「京都スマート農業祭 2020」を、京都府及び一般社団法人京都府農業会議とともに開催しました。

図表-1 スマート農業実証プロジェクト採択課題（近畿分）



【京都スマート農業祭 2020】



会場の様子

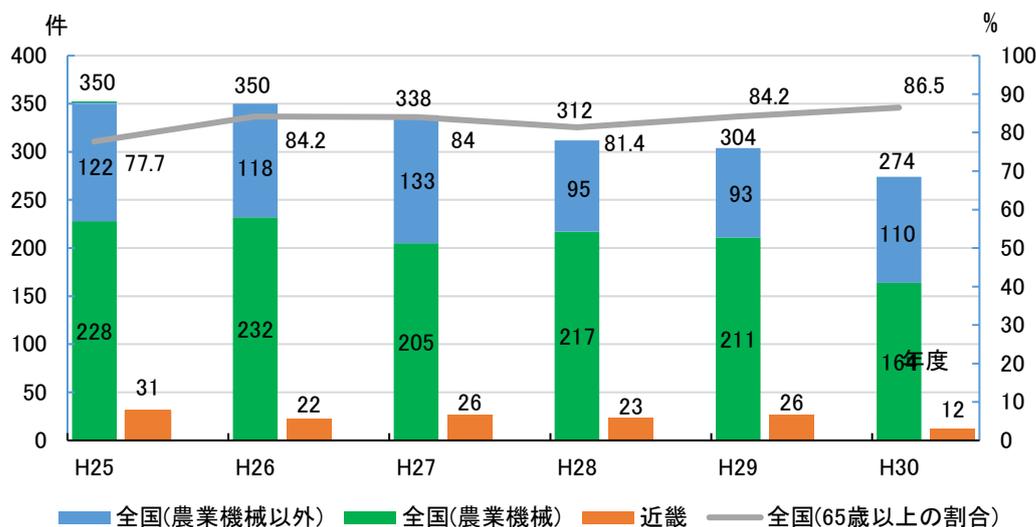


近畿農政局出展ブース

⑤ 農作業安全対策

- 農作業死亡事故の推移をみると、全国では毎年 300 件程度発生しており、そのうち 8 割以上が 65 歳以上の高齢者によるものです。特に高齢者を中心として事故件数を減少させることが喫緊の課題となっています（図表－1）。
- 近畿管内についてみると、作付面積、農家数が他府県と比較して大きい兵庫県で、死亡事故件数が多い傾向となっています（図表－2）。
- 近畿農政局では、令和 4 年度までに、農作業死亡事故のうち農業機械作業に係る死亡事故を平成 29 年度比半減（211 件→105 件）する全国目標の達成に資するため、春と秋に府県、農業者団体等を招聘した農作業安全ブロック推進会議を開催し、事故防止に向けた情報共有、連携強化を図っています。

図表－1 農作業死亡事故の推移（全国・近畿）



資料：農林水産省調べ

図表－2 農作業死亡事故推移（府県別）

(件)

年度	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
H25	5	-	-	11	5	5
H26	-	0	4	6	5	5
H27	9	-	-	7	0	5
H28	-	-	4	9	-	4
H29	4	5	-	11	-	-
H30	-	0	-	5	-	-

資料：農林水産省調べ（都道府県別死亡事故が1～3件は非公表）

⑥ GAP（農業生産工程管理）

- GAP※は、輸出拡大や農業人材育成等を通じて、農業競争力の強化を図る観点から重要な取組です。
- 近畿の GAP 認証取得経営体数（令和3年1月時点）は、341 経営体（全国 7,363 経営体）となっており、比較的工芸作物の生産が盛んな京都や奈良で多くなっています（図表-1）。品目別では、茶が全体の5割以上を占めています（図表-2）。これは、原材料の安全性についての説明責任が高まっていることや、拡大基調にある輸出先で取引の際に必要となってきたこと等を背景に、実需者が茶の品質保証をより求めていることが一因にあると考えられます。
- 現在、令和12年までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP を実施することを目標に掲げ、府県における指導体制の構築や生産現場への啓発普及のほか、優良事列表彰による機運の醸成、団体認証取得等の支援、実需者に対する GAP 認証農産物の流通拡大に向けた働きかけなど様々な取組を進めています。

※GAP（Good Agricultural Practice）農業生産工程管理。農業において、食品安全・環境保全・労働安全等持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

図表-1 GAP 認証取得経営体数（単位：経営体）

	GLOBALG. A. P.	ASIAGAP	JGAP	計
全国	669	2,379	4,315	7,363
近畿	67	195	79	341
滋賀	14	19	22	55
京都	29	93	17	139
大阪	3	2	7	12
兵庫	18	11	16	45
奈良	1	70	5	76
和歌山	2	0	12	14

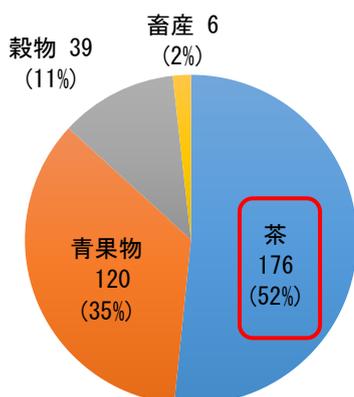
GLOBALG. A. P. : ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証の GAP。主に欧州で普及。

ASIAGAP : 一般社団法人日本の GAP 協会が策定した第三者認証の GAP。国際承認を取得しており、アジアで普及を目指す。

JGAP : 一般社団法人日本の GAP 協会が策定した第三者認証の GAP。日本で普及。

資料：（一社）GAP 普及推進機構、（一社）日本 GAP 協会公表資料等を基に農林水産省で作成
全国は令和2（2020）年3月末時点。近畿は令和3（2021）年1月時点

図表-2 品目別の GAP 認証取得経営体数（近畿）



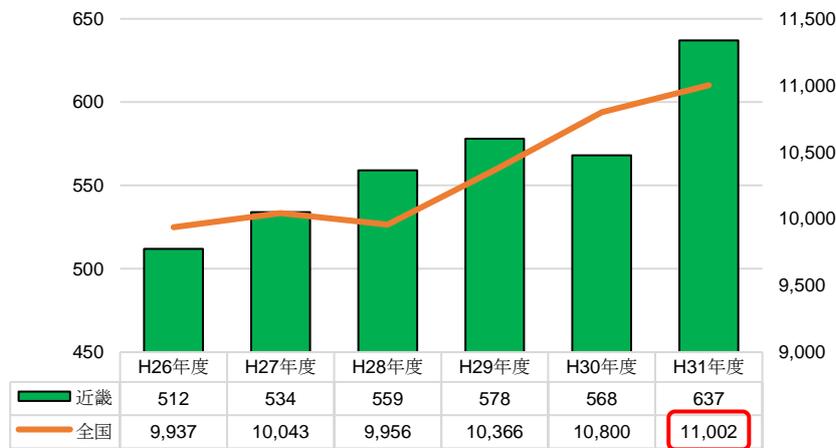
資料：（一社）日本 GAP 協会公表資料等を基に近畿農政局で作成。

令和3（2021）年1月時点

⑦ 環境と調和した持続的な農業

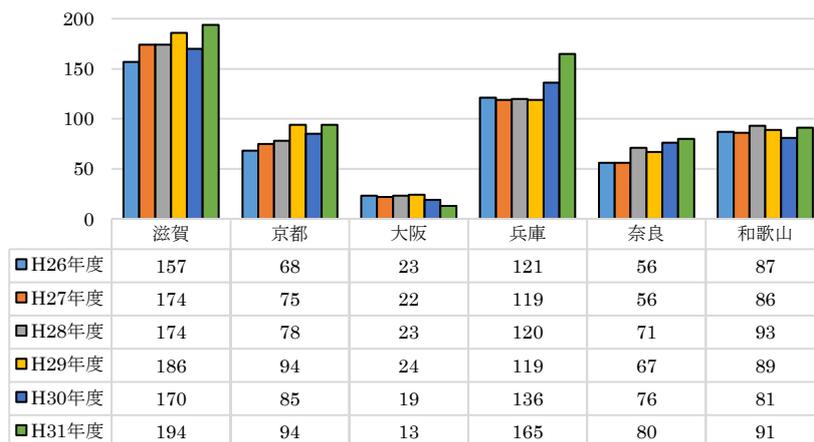
- 令和 12 年に国内における有機農業の取組面積を 63,000 ha(平成 29 年 23,500 ha) とすることを施策目標に掲げ(有機農業の推進に関する基本的な方針(令和 2 年 4 月改定)、有機農業を推進しています。
- また、平成 31 年度の近畿における有機 JAS の認定面積は 637ha(全国:11,002ha)で、有機 JAS 認定面積は減少したものの、緩やかな増加傾向となっています(図表-1, 2)。
 今後、有機農業推進総合対策により、農業者が有機 JAS の認証を受ける際に指導助言等を行う有機農業指導員の育成を図っていきます。
- 農林水産省では、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する一環として、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を開催しています。近畿農政局では、このコンクールの一環として、管内からの応募者を対象に審査会を開催し、優秀者を表彰する取り組みを行っています。(令和 2 年度の応募数 4 件)
- また、近畿管内では、滋賀県における琵琶湖の水質保全を目的のひとつとする「環境こだわり農業」など、種々の環境保全型農業が、環境保全型農業直接支払交付金などの支援策とも一体的に取り組まれています。(P85③参照)

図表-1 有機 JAS 認定面積の推移(全国・近畿)



資料：農林水産省調べ
 注：各年度の値は、4月1日現在の認定面積

図表-2 府県別有機 JAS 認定面積の推移



資料：農林水産省調べ
 注：各年度の値は、4月1日現在の認定面積

(7) 農業生産基盤の整備と保全管理

① 近畿管内国営土地改良事業

- 農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」、「農村の振興」、「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策です。
- 管内では国営かんがい排水事業（主に兵庫、滋賀）、国営緊急農地再編事業（京都府）、国営総合農地防災事業（和歌山）を実施するとともに国営直轄管理事業を行っています。
- 食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業技術水準の向上が不可欠で、そのためには農業生産基盤の整備が重要です。

図表－1 国営かんがい排水事業等一覧（令和2年度時点）

番号	事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
1	国営かんがい排水事業 (耐震対策一体型)	東播用水二期 (東播用水二期農業水利事業所)	ダム2ヶ所(改修)、小水力発電2ヶ所(新設) 揚水機場1ヶ所(新設)、調整池1ヶ所(新設) 用水路L=14.9km(改修、新設)、水管理施設一式(改修)	H25～R3	兵庫県神戸市、明石市、加古川市、三木市、加古郡稲美町
2	国営かんがい排水事業	湖東平野 (湖東平野農業水利事業所)	ダム1ヶ所(湖内掘削)、用水路L=8.4km(改修) 地下水井22ヶ所(新設)、調整池2ヶ所(新設) 水管理施設一式(改修)	H26～R5	滋賀県近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町
3	国営施設機能保全事業	日野川 (淀川水系土地改良調査管理事務所)	ダム1ヶ所(改修)、頭首工4ヶ所(改修) 揚水機場3ヶ所(改修)、送水管路L=1.1km(改修)	H25～R4	滋賀県近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町、竜王町
4	国営施設応急対策事業	湖北 (淀川水系土地改良調査管理事務所)	頭首工1ヶ所(改修)、用水路L=1.0km(改修)	R2～R6	滋賀県長浜市
5	国営施設応急対策事業	五条吉野 (南近畿土地改良調査管理事務所)	ダム1ヶ所(改修)、用水路L=0.3km(改修) 揚水機場8ヶ所(改修)	R1～R4	奈良県五條市、下市町

図表－2 国営緊急農地再編整備事業一覧（令和2年度時点）

番号	事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
1	国営緊急農地再編整備事業	亀岡中部 (亀岡中部農地整備事業所)	区画整理A=444ha	H26～R5	京都府亀岡市

図表－3 国営総合農地防災事業一覧（令和2年度時点）

番号	事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
1	国営総合農地防災事業	和歌山平野 (和歌山平野農地防災事業所)	揚水機場5ヶ所(改修、新設) 排水路L=45.2km(改修、新設)、洪水調整池8ヶ所(改修) 排水管理施設一式(新設)	H26～R10	和歌山県和歌山市、紀の川市、岩出市

図表－4 国営直轄管理事業一覧（令和2年度時点）

番号	事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
1	直轄管理事業	十津川紀の川 (南近畿土地改良調査管理事務所)	(管理施設) ダム2ヶ所、頭首工1ヶ所	S58～	奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、安堵町、川西市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町 和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町
2	広域農業水利施設総合管理事業	加古川水系 (加古川水系広域農業水利施設総合管理事務所)	(管理施設) ダム5ヶ所、頭首工4ヶ所 導水路及び幹線水路9路線(L=69.4km) 揚水機場3ヶ所	H2～	兵庫県神戸市、明石市、加古川市、三木市、小野市、姫路市、西脇市、加西市、稲美町、加東市、多可町

県域拠点、国営事業(務)所の配置図

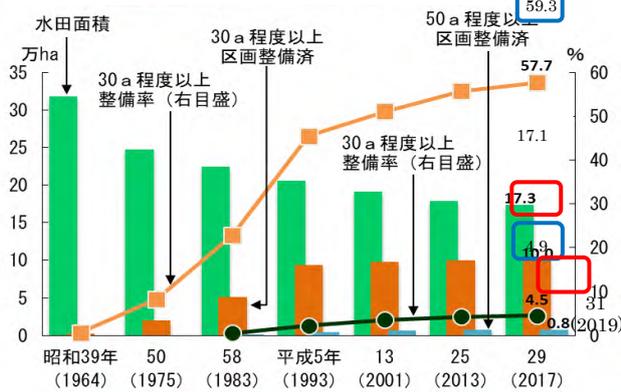
—令和3年4月1日現在—



② 水田および畑の整備状況

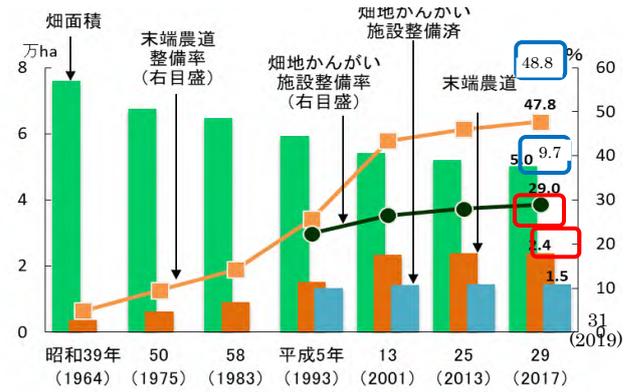
- 近畿管内における水田の区画及び畑のかんがい施設等の整備率（水田 59.3%，畑地 48.8%）は、全国（水田 66.4%，畑地 77.9%）に比べて低い状態にあります（図表-1, 2, 3）。
- 農業の競争力を強化するためには農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等の農業生産基盤整備を実施し、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化等を図る必要があります。

図表-1 水田の区画整備状況（近畿）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」
注：水田面積は毎年7月15日時点（平成13（2001）年度以前は毎年8月1日時点）、水田面積以外は3月末時点

図表-2 畑のかんがい施設等の整備状況（近畿）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」
注：1) 畑面積は毎年7月15日時点（平成13（2001）年度以前は毎年8月1日時点）、畑面積以外は3月末時点
2) 末端農道整備済とは、幅員3m以上の農道に接している畑
3) 畑地かんがい施設整備済は現在の集計方法と同等の年のみ掲載

図表-3 近畿農政局管内府県別の田畑整備状況（平成31（2019）年）

区分	田面積				
	[ha]	30a程度以上区画整備済		50a以上区画整備済	
		[ha]	割合 [%]	[ha]	割合 [%]
全国	2,393,000	1,589,501	66.4	261,041	10.9
近畿	170,600	101,098	59.3	8,414	4.9
滋賀	47,600	41,965	88.2	3,053	6.4
京都	23,300	10,345	44.4	1,196	5.1
大阪	8,880	1,378	15.5	242	2.7
兵庫	67,200	44,470	66.2	3,728	5.5
奈良	14,200	2,548	17.9	161	1.1
和歌山	9,460	392	4.1	33	0.3

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」
注：田の面積は毎年7月15日時点、田の面積以外は3月末時点

区分	畑面積				
	[ha]	末端農道整備済面積		畑地かんがい施設整備済面積	
		[ha]	割合 [%]	[ha]	割合 [%]
全国	2,004,000	1,560,409	77.9	488,886	24.4
近畿	49,300	24,049	48.8	14,636	29.7
滋賀	3,930	2,447	62.3	1,232	31.3
京都	6,670	2,189	32.8	1,689	25.3
大阪	3,810	1,178	30.9	670	17.6
兵庫	6,260	3,036	48.5	2,158	34.5
奈良	5,940	3,117	52.5	1,473	24.8
和歌山	22,700	12,083	53.2	7,414	32.7

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」
注：1) 畑面積は毎年7月15日時点、畑面積以外は3月末時点
2) 末端農道整備済とは、幅員3m以上の農道に接している畑

③ 農業水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の多くが耐用年数を超過している状況にあります（図表-1）。
- 近年において施設の経年劣化等による突発事故が増加しており、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ることが必要です。

図表-1 基幹水利施設の施設数、水路延長（全国、近畿）

	点的施設（箇所）						線的施設（km）		
	貯水池	頭首工	水門	管理設備	機場	水路	集水渠		
全国合計	7,582	1,289	1,951	1,104	285	2,953	51,154	51,093	61
うち耐用年数超過	4,033	126	701	789	209	2,208	20,230	20,193	37
近畿管内	385	88	109	33	34	121	2,366	2,364	2
うち耐用年数超過	176	6	35	22	26	87	957	955	2

資料：農業基盤基礎調査（H29（2017）実績）より

【管水路の突発事故（管の破裂）】



【管の破裂による道路陥没】



【管水路の調査点検・機能診断】



【管内面補修対策工】



④ 農業用ため池の管理及び保全

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発しています。
- 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われたい恐れがあります。
- 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」が制定されました。
- 農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を守るため、防災重点農業用ため池における防災工事等を集中的かつ計画的に行うことを目的に、令和12年度末を期限とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」が令和2年10月1日に施行されました。
- 法律の施行により、近畿管内の各府県は防災重点農業用ため池を指定するとともに対策工事等を積極的に進めるため「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定しています。

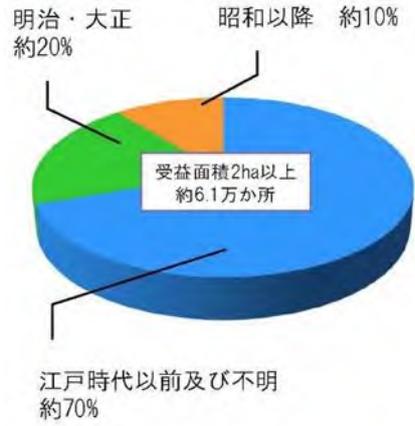
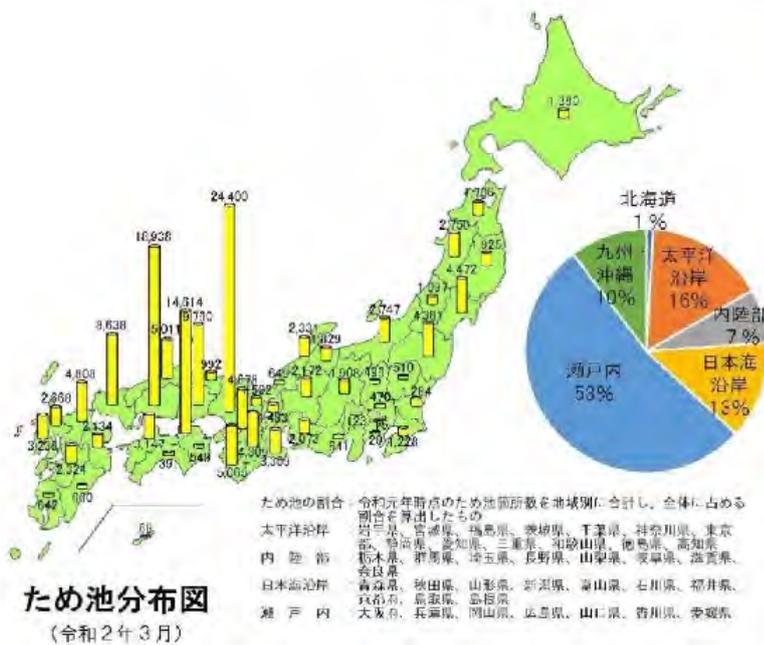
「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく府県別の対応状況

令和2年3月末時点

	ため池数			(参考) 防災重点 ため池数		
		ため池法に 基づく届出 対象数	届出数		ため池法に 基づく届出 対象数	届出数
滋賀県	1,483	1,311	1,297	444	440	440
京都府	1,502	666	663	643	212	209
大阪府	4,678	2,709	2,620	3,178	1,696	1,659
兵庫県	24,400	19,482	15,639	9,135	5,945	5,908
奈良県	4,309	3,621	3,000	1,003	852	824
和歌山県	5,065	2,482	1,774	2,504	520	489

防災重点ため池：府県知事は防災工事等基本指針に基づきため池を指定。

【ため池分布状況】



(防災課調べ 平成28年3月時点)

【ため池被害状況】



(防災課調べ 令和2年1月)

⑤ 流域治水プロジェクト

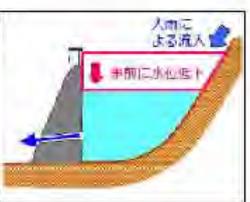
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020）」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、防災・減災、国土強靱化への対応として「流域治水」が位置付けられたところです。
- 「流域治水」は、近年激甚な水害が頻発していること、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることから、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として進めることが必要とされ、各一級水系において「流域治水協議会」を設置し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表されています。
- 「流域治水」の対策は、農業用ダムやため池の活用、田んぼダム（水田の活用）、排水施設の整備・耐水化といった農業の多面的機能の発揮等に関する内容が含まれており、農林水産省としても関係機関の意向等を踏まえつつ、積極的に推進する必要があります。

管内の流域治水協議会の取組状況

流域治水プロジェクト名	関係府県
1. 淀川水系流域治水プロジェクト	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県
2. 由良川水系流域治水プロジェクト	京都府、兵庫県
3. 加古川水系流域治水プロジェクト	兵庫県
4. 揖保川水系流域治水プロジェクト	兵庫県
5. 円山川水系流域治水プロジェクト	兵庫県
6. 大和川水系流域治水プロジェクト	大阪府、奈良県
7. 紀の川水系流域治水プロジェクト	奈良県、和歌山県
8. 新宮川水系流域治水プロジェクト	奈良県、和歌山県、三重県

※令和 3 年 3 月 30 日：全国 109 全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を策定、公表

【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）】

<h3>水田の活用（田んぼダム）</h3> <p>○ 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の洪水被害リスクを低減。</p>  <p>田んぼダム堰板の取 一時的に田んぼに貯留 堰板 田面</p> <p>【施設の整備等】 ○水田整備、田んぼダムの取組促進</p>	 <p>農業用ダム 調整池 ため池 水田 排水機場 都市・市街地</p>	<h3>農業用ダムの活用</h3> <p>○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。</p> <p>○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。</p> <p>〔各地域の状況に応じて、放水水を地区別の調整池等に貯留〕</p>  <p>大雨による流入 事前に水位を下 各地区の状況に応じて、放水水を地区別の調整池等に貯留</p> <p>【施設の整備等】 ○施設改修、地砂対策、施設管理者への指導・助言等</p>
<h3>排水施設の活用</h3> <p>○ 農作物の浸水被害を防止するための排水機場等は、市街地や集落の洪水被害も防止・軽減。</p>  <p>排水機場と周辺の市街地 排水機場</p> <p>【施設の整備等】 ○既存施設の改修、ポンプの増設等</p>		<h3>ため池の活用</h3> <p>○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。</p> <p>○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、放水吐にスリットを設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を増大。</p>  <p>スリット 放水吐に水位を低下 貯留 スリット設置の様子</p> <p>【施設の整備等】 ○堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等</p>

⑥ 農業用ダムの洪水調節機能の強化

- 近年の水害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携のもと、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が定められました。
- 全ての既存ダムを対象に洪水調節機能の強化に向けた検討を行い、令和2年の出水期までに一級水系全利水ダムで治水協定（ダム管理者・水利権者・河川管理者）が締結されました。二級水系の利水ダムについても緊要性等に応じて順次治水協定の締結がされています。
- 洪水調節機能の強化は、現行設備による放流により、洪水調節可能容量の範囲内において、「事前放流」と「時期ごとの貯水位運用」により取り組みます。

管内の取組状況（一級水系：令和2年5月28日治水協定締結）

一級水系名	ダム名
淀川水系	【国造（滋賀県）】：永源寺ダム、野洲川ダム、蔵王ダム 【国造（奈良県）】：上津ダム 【補助（滋賀県）】：犬上川ダム 【補助（奈良県）】：宮奥ダム
由良川水系	【補助（京都府）】：豊富ダム
大和川水系	【補助（大阪府）】：滝畑ダム
加古川水系	【国造（兵庫県）】：吞吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム、糶屋ダム 【補助（兵庫県）】：八幡谷ダム、鑿市ダム、佐中ダム、藤岡ダム
円山川水系	【補助（兵庫県）】：大町大池
紀の川水系	【国造（奈良県）】：大迫ダム、津風呂ダム、一の木ダム 【国造（和歌山県）】：山田ダム

※【国造】：国営事業で築造したダム（国営造成施設の略）、【補助】：補助事業で築造したダム

管内の取組状況（二級水系：（兵庫県）令和2年8月31日治水協定締結）

（和歌山県）令和3年4月28日治水協定締結）

二級水系名	ダム名
野島川水系	【国造（兵庫県）】：常盤ダム
楠本川水系	【国造（兵庫県）】：谷山ダム
本庄川水系	【補助（兵庫県）】：本庄川ダム
洲本川水系	【補助（兵庫県）】：鮎屋川ダム
三原川水系	【補助（兵庫県）】：大日川ダム
南部川水系	【国造（和歌山県）】：島ノ瀬ダム

※【国造】：国営事業で築造したダム（国営造成施設の略）、【補助】：補助事業で築造したダム

【農業用ダムの洪水調節機能強化にかかる取組方法】



(8) 農業を支える農業関係団体

① 農業協同組合

- 農業協同組合は、農業者の共同組織の発展を図るものです。
- 総合農協数は、令和元年度は58農協で13%減少(平成16年対比)しましたが、減少率は全国の33%と比べると小さいものとなっています。(図表-1)
- また、近畿における組合員数は、平成30(2018)年度には142万8千人と増加しているものの、正組合員の割合は35%となり、18%減少(平成15年度対比)しています。(図表-2)
- 今後とも、農業者にメリットが高まるよう、組織的に農産物販売等を行うことが必要です。

図表-1 総合農協の推移

(府県別・近畿・全国)

区分	H16年	R元年	増減数	増減率
滋賀	16	16	0	0%
京都	7	5	△2	△29%
大阪	16	14	△2	△13%
兵庫	15	14	△1	△7%
奈良	1	1	0	0%
和歌山	12	8	△4	△33%
近畿	67	58	△9	△13%
全国	929	627	△302	△33%

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」を基に、近畿農政局で作成。

注：農協数は、信用事業を行なう専門農協を含む。

図表-2 組合員数の推移(近畿)



資料：農林水産省「総合農協統計表」を基に、近畿農政局で作成。

② 農業委員会

- 農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会であり、農地等の利用の最適化の推進等に係る事務を担っています。
- 近畿の農業委員会数は、令和元年現在で全国1,703のうち、194です。(図表-1)
- 近畿の農業委員数は、平成28年の改正農業委員会法で選出方法が見直され平成27年の4,257人から、令和元年には、2,715人と36%減少しました。また、近畿の農地利用最適化推進委員は、平成28年の201人から、令和元年には1,729人と大幅に増加しました。(図表-2)
- 今後とも、農業委員会の取り組みを通じて、農地利用の最適化を進めていくことが必要です。

図表-1 農業委員会数の推移(全国・近畿・府県別)

委員会数	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元
滋賀	19	19	19	19	19	19
京都	26	26	26	26	26	26
大阪	43	43	43	42	42	42
兵庫	40	40	40	40	40	40
奈良	37	37	37	37	37	37
和歌山	30	30	30	30	30	30
近畿	195	195	195	194	194	194
全国	1,708	1,707	1,706	1,703	1,703	1,703

資料：農林水産省調べ(数値は、各年10月1日現在)

図表-2 農業委員数及び農地利用最適化推進委員の推移(全国・近畿・府県別) (単位：人)

委員数	H 26	H 27	H 28		H 29		H 30		R 元	
	農業委員	農業委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員
滋賀	517	516	504	15	338	277	320	304	317	304
京都	608	607	561	83	434	246	397	316	391	312
大阪	875	874	833	9	624	134	610	134	609	134
兵庫	965	965	897	50	715	311	586	490	584	489
奈良	665	668	652	5	492	148	449	205	446	201
和歌山	627	627	594	39	449	210	372	288	368	289
近畿	4,257	4,257	4,041	201	3,052	1,326	2,734	1,737	2,715	1,729
全国	35,618	35,488	33,174	3,257	26,119	13,465	23,196	17,824	23,125	17,770

資料：農林水産省調べ(数値は、各年10月1日現在)

③ 土地改良区

- 土地改良区は、公共事業による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって行う農業者の組織です。
- 土地改良区は、令和元年度末現在、全国 4,403 地区のうち、近畿では 689 地区です。(図表-1)
- 近年、合併による組織運営基盤の強化等を図ったことから減少傾向にあります。
- 今後とも土地改良区の体質強化や土地改良施設の維持・管理を適正に行っていく必要があります。

図表-1 土地改良区数の推移（近畿・府県別）

区分	平成10年度末 土地改良区数(A)	令和元年度末 土地改良区数(B)	増減数 (B)-(A)	(参考) 令和元年度末 市町村数
滋賀県	176	120	-56	19
京都府	92	70	-22	26
大阪府	83	77	-6	43
兵庫県	411	277	-134	41
奈良県	91	85	-6	39
和歌山県	76	60	-16	30
近畿計	929	689	-240	198
全国	7,297	4,403	-2,894	1,718

資料：近畿農政局調べ

3 農村の振興・活性化

(1) 社会的変化に対応した取組

① 農村の人口、仕事、暮らしの現状

- 全国の農地面積を農業地域類型区分別にみると、中山間地域が全体の約7割を占めています。一方、人口は、都市的地域が1,870万人と全体の9割が都市部に集中しています。(図表-1)
- 平成22年から平成27年までの5年間ににおける65歳以上人口の割合の推移を見ると、いずれの府県でも平地・中間・山間の各農業地域で都市的地域に比べ高齢化がより進行しています。(図表-2)
- このため、各種の施策を講じ中山間地域の振興を図っています。

図表-1 農業地域類型区分別の面積・人口・農業集落数(近畿)(平成27年)

農業地域類型区分	面積(万ha)		人口(万人)			農業集落数		
		割合(%)		割合(%)		割合(%)		
都市的地域	59	21.5 (11.7)	1,870	90.2 (79.8)	3,274	30.3 (21.5)		
平地農業地域	17	6.2 (14.2)	63	3.0 (9.0)	1,625	15.1 (25.1)		
中間農業地域	70	25.5 (31.8)	105	5.1 (8.4)	3,452	32.0 (34.1)		
山間農業地域	120	43.8 (40.7)	35	1.7 (2.8)	2,445	22.6 (19.3)		
近畿	274	100.0 (100.0)	2,073	100.0 (100.0)	10,796	100.0 (100.0)		

資料: 農業地域類型区分の面積は農林水産省「2015年農林業センサス」。近畿の面積は国土地理院「平成27年全国都道府県市町村別面積調」による各府県の合計値。人口は総務省「平成27年国勢調査」を基に農林水産省で作成。農業集落数は農林水産省「2015年農林業センサス」

注1: 農業地域類型区分は平成29(2017)年12月改訂のもの。

2: 農業地域類型区分の面積は、旧市町村別の総土地面積を用いて算出しており、境界未定の面積を含まない。このため、その合計は近畿の面積に満たない。

3: 割合欄の()は全国の割合である。

図表-2 農業地域類型区分別の65歳以上人口の割合

単位: %

区分		全国	近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
都市的地域	平成22年	21.5	22.2	18.9	22.4	22.3	22.1	22.8	25.4
	27年	25.0	26.1	22.3	26.6	26.1	26.1	27.5	29.2
	差(ポイント)	3.5	3.9	3.4	4.2	3.8	4.0	4.7	3.8
平地農業地域	平成22年	25.8	25.7	23.3	31.8	27.9	27.4	28.2	25.9
	27年	30.2	29.8	26.9	35.9	34.6	31.9	34.0	29.5
	差(ポイント)	4.4	4.1	3.6	4.1	6.7	4.5	5.8	3.6
中間農業地域	平成22年	29.8	28.5	24.4	30.5	27.1	28.0	31.3	30.7
	27年	34.1	32.8	28.3	35.3	31.1	32.5	36.6	34.5
	差(ポイント)	4.3	4.3	3.9	4.8	4.0	4.5	5.3	3.8
山間農業地域	平成22年	34.7	34.3	31.7	38.7	27.4	31.6	40.8	41.2
	27年	39.0	39.2	36.4	43.9	36.4	36.3	45.7	44.5
	差(ポイント)	4.3	4.9	4.7	5.2	9.0	4.7	4.9	3.3

資料: 総務省「国勢調査」を基に近畿農政局で作成

注: 年齢不詳人口を除く。

② 農村の暮らし（小さな拠点）

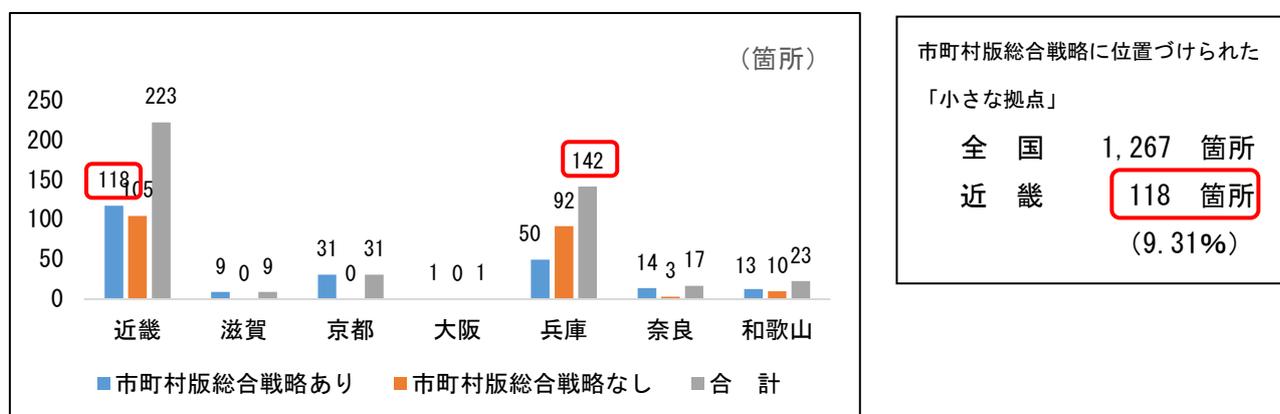
○ まち・ひと・しごと創生法に基づく「小さな拠点」の数は、令和2年11月末時点で、全国では、1,267箇所、うち近畿では、118箇所と全国の9%程度となっています。

近畿管内のうち、小さな拠点多く形成されているのは、兵庫県であり、142箇所です。（図表-1）

○ 活動内容にあつては、全国と同様で近畿にあつても「祭り・運動会・音楽会等の運営」が最も多くなっています。（図表-2）

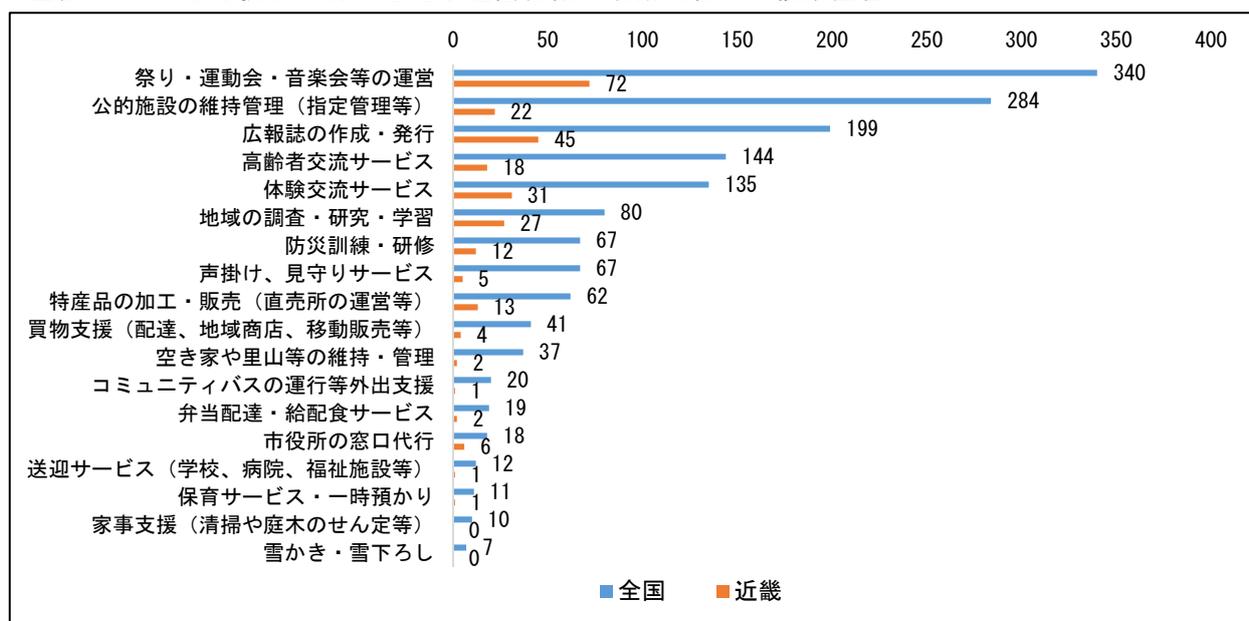
○ 今後とも、この組織を活用し、農村地域の活性化を図っていきます。

図表-1 現在形成されている小さな拠点数



資料：内閣府「令和2年度小さな拠点の形成に関する実態調査」（令和2(2020)年11月公表）の結果を基に農政局で作成。

図表-2 小さな拠点における地域運営組織の活動内容（複数回答）



資料：内閣府「令和2年度小さな拠点の形成に関する実態調査」（令和2(2020)年11月公表）の結果を基に農政局で作成。

注：1) 市町村版総合戦略に位置づけられた形成済の小さな拠点のうち、市町村から「公表可」と回答があった箇所における「主な地域運営組織の活動内容」を集計。

③ 農山漁村地域づくりホットラインの開設

- 食料・農業・農村基本計画に基づき「しごと」、「くらし」、「活力」の3つの柱からなる農村の振興を進めるため、農村の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。
- このため、令和2年12月に、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等の皆様からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設（農村計画課及び各府県拠点）して、以下のような支援を行っています。

<ホットラインでの主な支援内容>

- (ア) 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いします
- (イ) 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
- (ウ) 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
- (エ) (イ) や (ウ) の支援が難しい場合であっても、相談者に寄り添い、ともに考えます

<相談内容のイメージ>



しごと



中山間地域での営農の確保



地域資源の磨き上げ



農村×福祉（農福連携）

①中山間地域等の特性を活かした営農の実現
 ②地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）
 例：農村×生物多様性、山村×観光などによる地域資源の高付加価値化 など



くらし



地域のビジョンづくり



地域内交通の確保・維持



配食サービス

①地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり
 ②地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保
 例：情報通信環境や地域内交通の確保 など



活力



地域運営組織の形成



関係人口の創出



地域内外の若者の雇用

①地域を持続的に支える体制づくり
 ②関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
 ③「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など

食料・農業・農村基本計画では、「しごと」、「くらし」、「活力」を3つの柱として農村の振興を進めることとしています。

- 「農山漁村地域づくりホットライン」に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください
<http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/chiihotline.html>

(2) 中山間地域の農業の振興

① 中山間地域の農業

- 近畿管内の中山間地域は土地面積で約7割、耕地面積では約5割を占めており（図表-1）、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多面的機能を有しています。
- 他方、中山間地域は、傾斜地などの条件不利性ととも人口減少・高齢化等から集落機能や地域資源の維持にも影響が生じており、地域の活性化が重要です
- 近畿農政局では棚田地域の振興など、各種中山間地域への支援を講じています。

図表-1 中山間地域の主要指標（近畿）（平成27年）

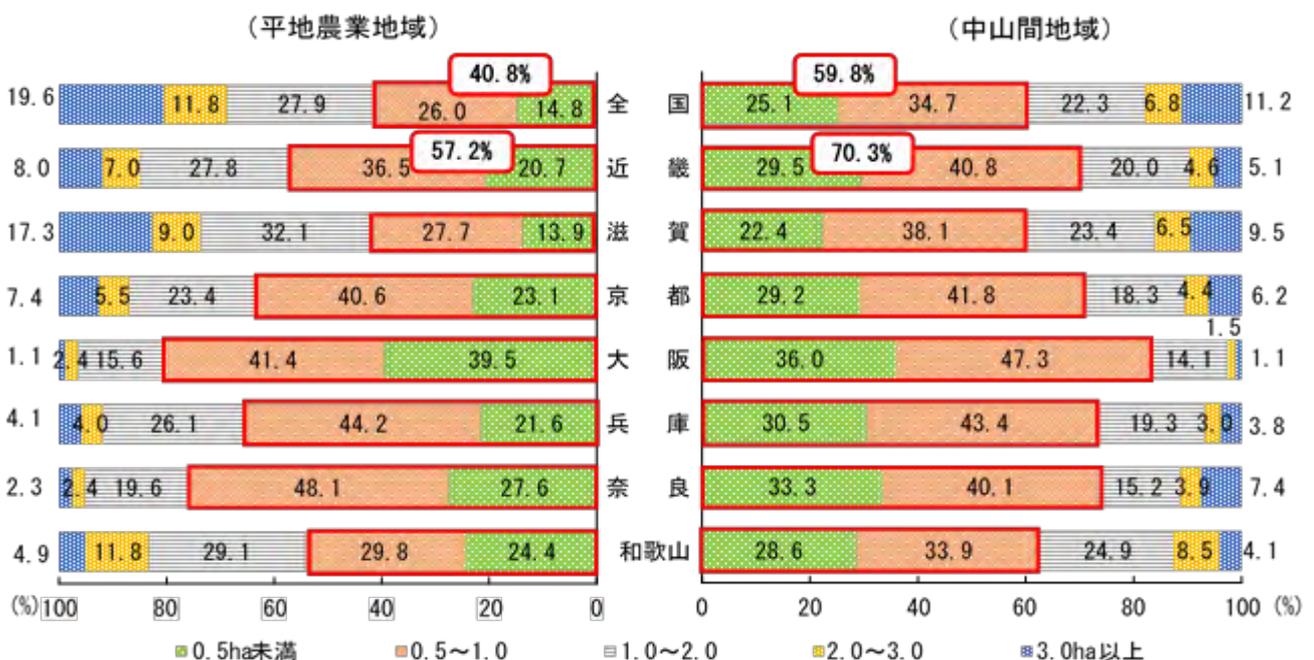
区 分	近 畿	中山間地域	割合 (%)	(参考)
				中山間地域の割合(全国)
人 口 (万 人)	2,073	140	6.8	11.2
総 農 家 数 (千 戸)	220	100	45.5	44.2
総 土 地 面 積 (千 ha)	2,735	1,908	69.8	72.5
耕 地 面 積 (千 ha)	227	114	50.2	40.9

資料：総務省「平成27年国勢調査」、農林水産省「2015年農林業センサス」、「平成27年耕地及び作付面積統計」

注1：中山間地域は農業地域類型区分(平成29(2017)年12月改訂)のうち、中間農業地域と山間農業地域を合算したもの。

注2：中山間地域の総土地面積は旧市町村別の総土地面積を用いて算出しており、境界未定の面積を含まない。

図表-2 中山間地域の経営耕地面積規模別経営体数の割合（平成27年）



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

② 棚田地域の振興

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定されました。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取り組みを関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築されました。
- 関係府省庁の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等を棚田地域振興コンシェルジュとして選任。指定棚田地域振興協議会の組織、計画策定等の準備段階から活動実施段階に至るまで幅広い相談に応じる体制を構築しています。
- 主に地域担当コンシェルジュ（管内は各府県拠点毎に選任）や内閣府が相談窓口となり、協議会からの相談受付、施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介等の対応を行います。

管内の指定棚田地域の状況

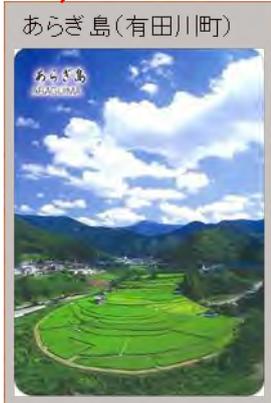
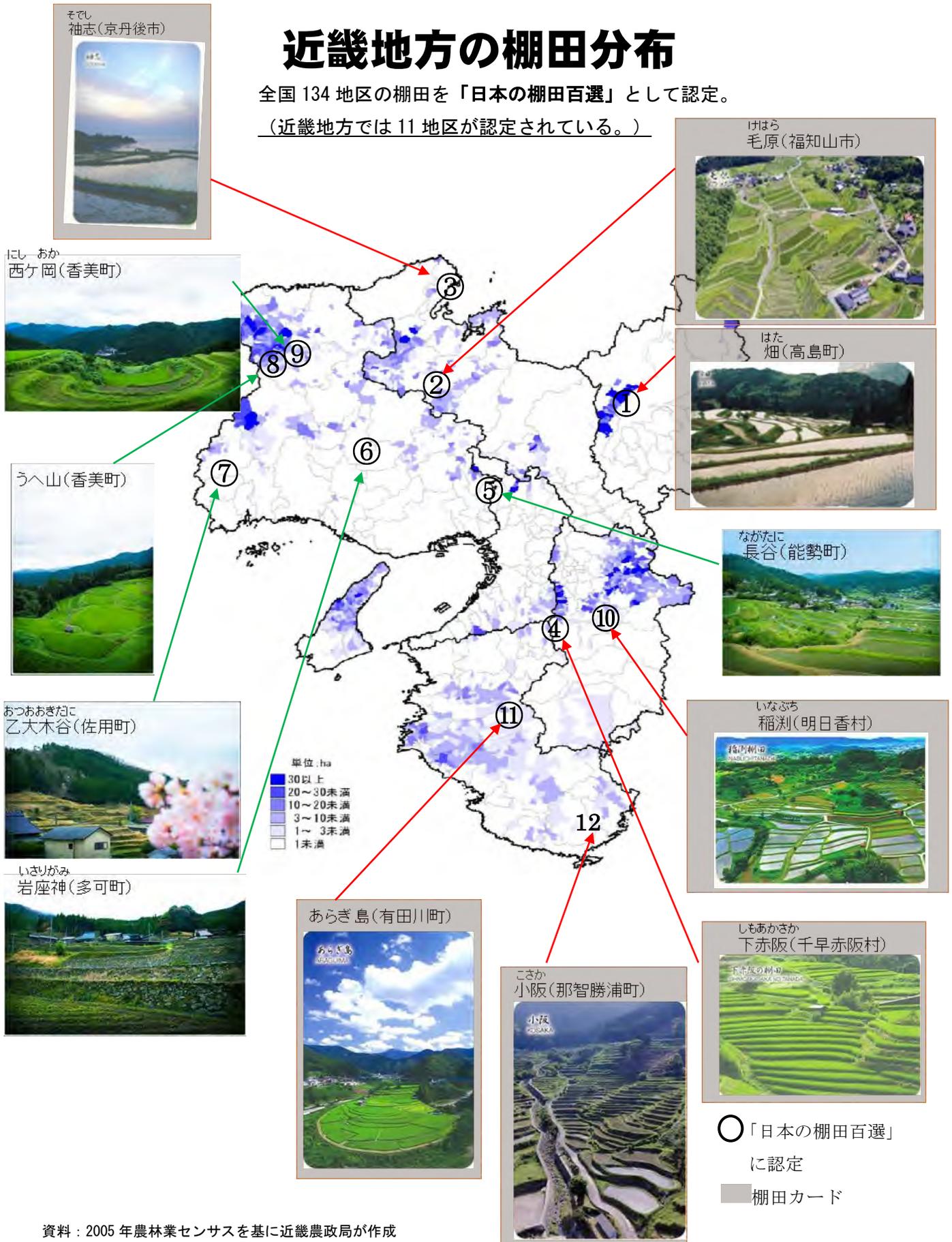
	地域数	指定申請地域	棚田の名称	指定申請地域	棚田の名称
滋賀県	12	仰木村	仰木の棚田	剣熊村	野口棚田 他
		西庄村	石庭棚田	百瀬村	森西棚田
		朽木村	市場棚田	高島町	伊黒棚田 他
		小松村	鵜川棚田	金勝村	観音寺棚田 他
		大野村	今郷棚田	東桜谷村	杣・杉棚田
		西大路村	蔵王棚田 他	南比都佐村	下迫棚田 他
京都府	6	京都市	越畑の棚田 他	上宮津村	小田七区の棚田
		世屋村	上世屋棚田 他	普賢寺村	水取、天王 他
		河守上村	毛原の棚田	千歳村	中棚田 他
大阪府	2	西別院村	牧の棚田	白木村	平石の棚田
兵庫県	1	口大屋村	宮垣棚田		
和歌山県	5	紀見村	芋谷の棚田	小川村	中田
		八幡村	あらぎ島 他	色川村	口色川 他
		安諦村	沼谷の棚田 他		
	26				

第1回（R1.12）～第12回（R3.4）までの状況

近畿地方の棚田分布

全国 134 地区の棚田を「日本の棚田百選」として認定。

(近畿地方では 11 地区が認定されている。)



資料 : 2005 年農林業センサスを基に近畿農政局が作成

③ 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域

- 世界農業遺産・日本農業遺産は、世界又は日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度です。
- 近畿では、和歌山県みなべ・田辺地域の1地域が世界農業遺産に、7地域が日本農業遺産に認定されています。(図表-1、2)
- 認定を契機として、様々な行事等が行われており、地域の活性化にも貢献が期待されます。

図表-1 世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域一覧



図表-2 世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域の概要

年度	地 域 名	内 容
H27	和歌山県みなべ・田辺地域 「みなべ・田辺の梅システム」	養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。
H30	【日本農業遺産】 滋賀県琵琶湖地域 「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」	水田営農に支えられながら発展してきた琵琶湖の伝統的な内水面漁業を中心としたシステムであり、千年の歴史を有するエリ漁や独特の食文化を継承。
H30	【日本農業遺産】 兵庫県兵庫美方地域 「兵庫美方地域の但馬牛システム」	全国に先駆けて牛籍簿を整備し、郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源が保全され、但馬牛の飼養は、地域の草原や棚田の維持にも貢献。
H30	【日本農業遺産】 和歌山県海南市下津地域 「下津蔵出しみかんシステム」	園地に設置した貯蔵庫でみかんを熟成させる技術が約300年前から受け継がれ、みかん栽培発祥の地という伝承があり、みかんに関連した独自の文化を形成。
R2	【日本農業遺産】 兵庫県丹波篠山地域 「丹波篠山の黒大豆栽培～ムラが支える優良種子と家族農業～」	水不足を克服するため、一部の農地に導水しない「犠牲田」を設けて畑作を実施。300年前から黒大豆栽培が行われてきた過程で「乾田高畝栽培技術」や選抜育種による優良品種種子生産方式を確立し、黒大豆の主要産地として発展。
R2	【日本農業遺産】 兵庫県南あわじ地域 「南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム」	島嶼特有の限られた農地と水資源を最大限活用し、水稲とたまねぎの二毛作や畜産と連携した農業を営み、品質の高いたまねぎ生産と、独自の出荷体制により、ブランドを形成。たまねぎ小屋や長屋門が点在する特徴的なランドスケープも形成。
R2	【日本農業遺産】 和歌山県高野・花園・清水地域 「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」	約1200年前から、物資調達が困難な高野山で、100を超える木造寺院を維持するための「高野六木制度」を実施。有田川で繋がる花園・清水地域では仏花や多様な植物の栽培等により高野山の需要にも応え、集落が発展。
R2	【日本農業遺産】 和歌山県有田地域 「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」	400年以上にわたり、生産者自ら優良品種の探索、苗木生産による産地形成、多様な地勢・地質に応じた技術開発及び「蜜柑方」を起源とする多様な出荷組織が共存し、産地全体で「有田みかん」ブランドを形成。

(3) 農業の多様な分野との連携

① 農福連携の取組状況

- 農福連携の推進に向けて、平成 25 年度に農と福祉の連携による就労・雇用の取組の推進を図ることを目的として「近畿ブロック「農と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」」を設立し、関係機関による相互の情報共有を図っています。
- 京都大学と「農福連携推進近畿ブロックシンポジウム」の共同開催（平成 28～令和元年）や令和 2 年度には、厚生労働省や法務省等の地方局とのネットワークの構築など、農福連携の推進に取り組んでいます。
- また、近畿管内では、多様な農福連携の取組が行われており、取組事例を局ホームページにおいて公表しています。
- なお、令和 2 年度に農福連携等応援コンソーシアム主催で開催された「ノウフク・アワード 2020」において、近畿管内から 3 地区が優秀賞を受賞しています。

- 管内の農福連携の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html>

- なお、農林水産省ホームページには、京田辺市で農福連携に取り組んでいる「山城就労支援事業所『さんさん山城』」の取組動画が公開されています。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

農福連携の取組を紹介する動画です。障害者が、農作業や地域との交流に生き生きと向き合っている姿をぜひご覧ください。
(撮影協力：社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会 就労継続支援B型事業所「山城就労支援事業所 さんさん山城」)



- ※ 管内の農福連携の取組事例については、こちらをご覧ください。

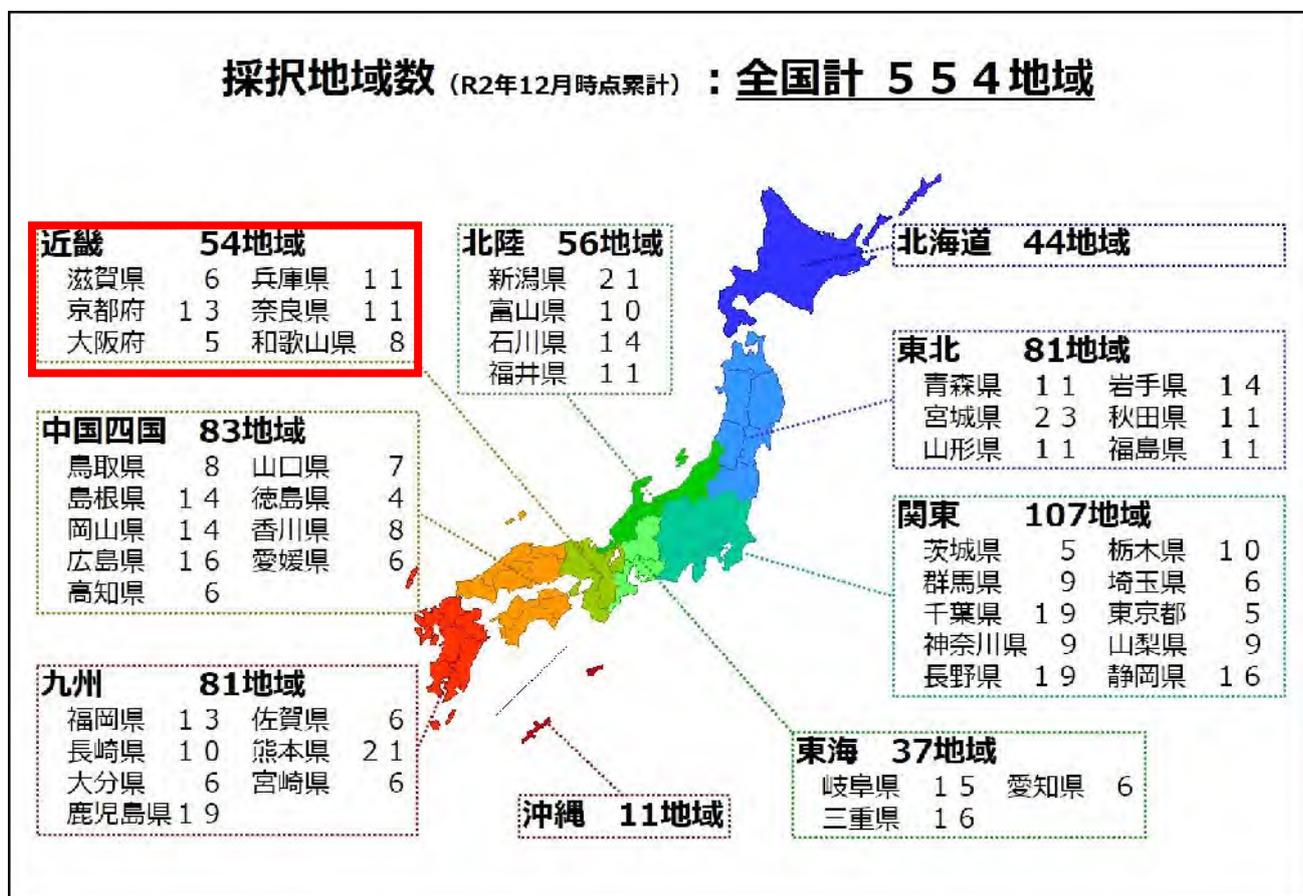
<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/attach/pdf/noufuku-26.pdf>

農福連携事例集（近畿版）（令和 2 年 12 月公表）

② 農泊の取組状況

- 自然体験や農山漁村への高まりの中、国内外の観光客を誘致することは農山漁村地域の所得向上のためにも有益です。そのため、農林水産省では、農泊を推進しています。
- 農泊支援地域の採択は、全国で554地域、うち近畿は54地域となっています。（図表－1）
- 近畿農政局では、農泊地域の振興を図るため、農泊をビジネスとして実施できる施設整備・ワークショップの開催等の体制整備、必要な農村の雇用支援を行っております。

図表－1 農泊支援地域の採択状況（令和2年12月時点累計）



資料：農林水産省調べ

- 管内の農泊の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/kyousei/nouhaku/nouhaku.html>

③ SAVOR JAPAN (セイバージャパン)

- SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域) とは、地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を認定する制度です。農林水産省では、SAVOR JAPAN をブランドとして、農山漁村の魅力を海外に発信しています。
- SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域) については、令和2年7月時点で、全国で31地域、近畿で5地域が認定されています。(図表-1)

図表-1 近畿の「SAVOR JAPAN」認定地域

地域	実行組織	地域の食	内容
森の京都地域 (京都府)	一社) 森の京都地域振興社	かしのすき焼き 鮎と山菜料理 	平安時代より京の都の食料供給地として京野菜や丹波栗、黒大豆、大納言小豆、松茸などを生産。日本の原風景が残り、かやぶきの里、酒蔵、温泉などを周遊しながら、地域の食と里山の暮らし体験を提供。
京都山城地域 (京都府)	一社) 京都山城地域振興社	宇治茶 古老柿 	宇治茶栽培の中心地であり、煎茶製法の発祥の地。茶園景観、茶摘み、製茶体験、お茶や京野菜を使用した料理など宇治茶の全てを体験できる機会を宿泊施設やカフェ、道の駅において提供。
湯浅町 (和歌山県)	一社) 湯浅観光まちづくり推進機構	醤油 海鮮料理 	醤油発祥の地であり、醤油醸造や海運で栄えた伝統的な街並みの中で、和食に欠かせない醤油の歴史や製造方法などを学び、湯浅湾で水揚げされた豊かな海の幸などを堪能できる体験を提供。
京都北部地域 (京都府)	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社	丹後ばら寿司 	食をつかさどる豊受大神のふるさととしての歴史を持ち、食の源流にまつわる多くの神話や伝説が伝承されている。海・山・里に育まれた良質な食材を活用した多様な食文化を「もう一つの京都」として推奨。
紀の川市 (和歌山県)	紀の川グリーンツーリズム推進協議会	フルーツ料理 茶粥 	「紀の川」の恵みにより形成された果樹産地により、「あらかわの桃」をはじめ年間を通じて旬の果物を提供できる。江戸時代より伝わる「茶粥」を郷土食として伝承しつつ、果物を使った料理を発展させ、「フルーツのまち」づくりを推進。

資料：農林水産省「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋。

(4) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

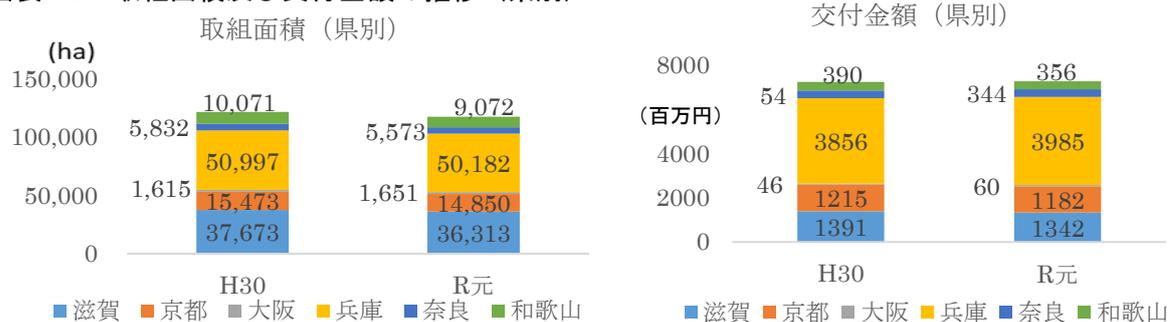
① 多面的機能支払交付金

- 農林水産省では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。
- 令和2年度の近畿管内142市町村において、農地維持支払の取組面積は、約11.8万ha（対前年度4千ha減）。多面的機能支払交付金額は、7,269百万円（対前年度18百万円増）となっています。これは、全国と比べると取組面積で5%程度、交付金額で8%程度となっています。（図表-1）
また、県別でみると、近畿管内では兵庫県の取組が進んでおり、面積で50千ha、交付金額で3,985百万円となっています。（図表-2）
- 農振農用地に対する取組面積のカバー率については、兵庫県が最も高く81%（令和元年）となっており、全国1位（福井県同位）です。（図表-3）

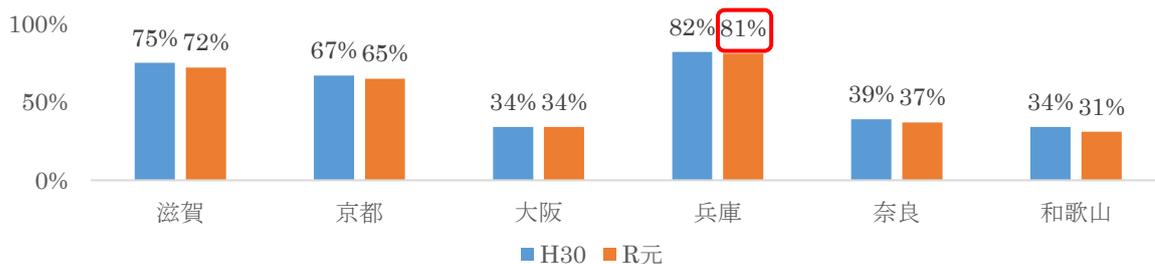
図表-1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表-2 取組面積及び交付金額の推移（県別）



図表-3 農振農用地カバー率の推移（県別）



資料：農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」データより、農政局にて作成

② 中山間地域等直接支払交付金

- 令和元年度の近畿における中山間地域等直接支払交付金の交付面積は、25,038ha（対前年度6ha減）。交付金額は、3,561百万円（対前年度7百万円増）です。これは、全国と比べると取組面積で4%程度、交付金額で7%程度となっています。（図表-1）
- 府県別に交付面積を見ると、和歌山県（10,099ha）が最も多く、次いで、兵庫県（5,317ha）、京都府（5,153ha）の順となっています。（図表-2）
- 中山間地域等直接支払交付金は5年毎に見直しが行われ、令和2年度からが新たな交付対象期間（第5期）となっており、農用地の減少防止、耕作放棄地の発生防止の役割を担っています。

図表-1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表-2 取組面積及び交付金額の推移（県別）



資料：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

- 管内の中山間地域等の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

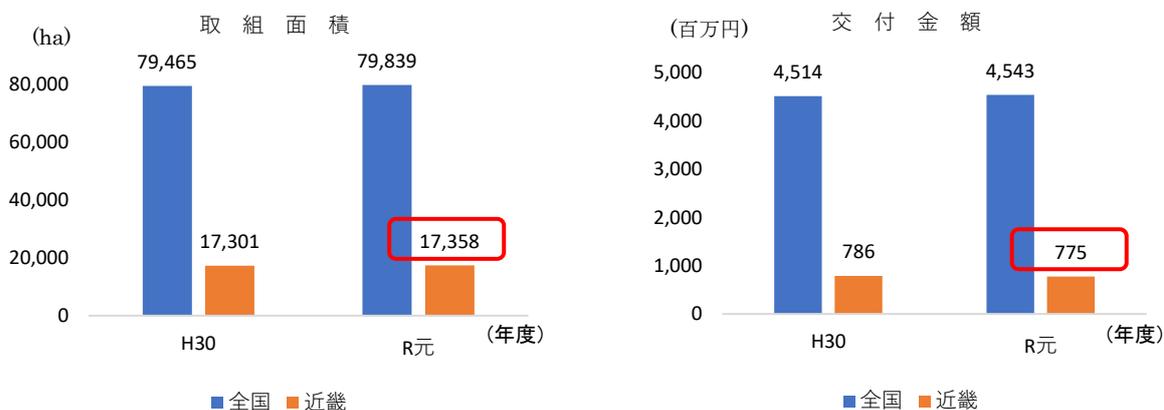
<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/tyusankan/index.html>

③ 環境保全型農業直接支払交付金

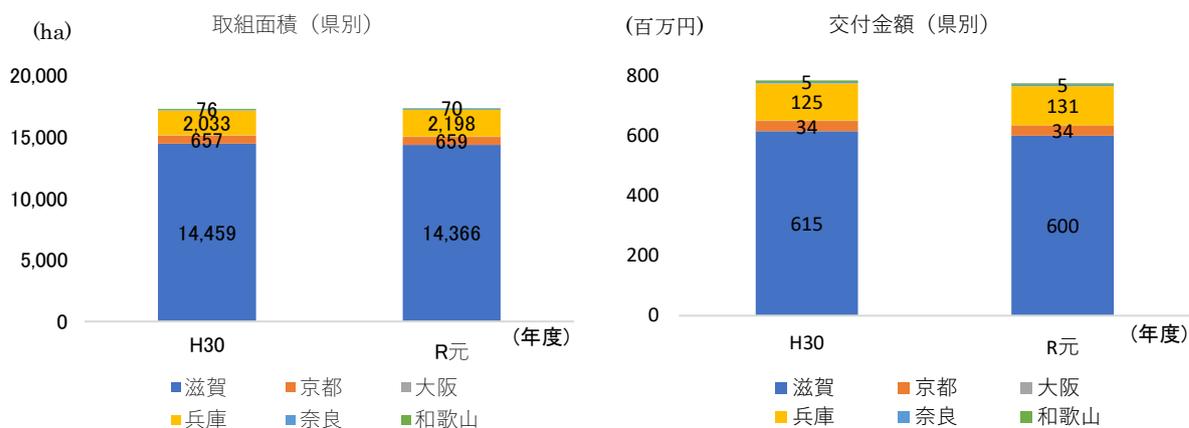
- 令和元年度の近畿における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は17,358ha（全国：79,839ha）と全国の22%を占めています。交付金額は、全国計45億4,300万円に対し、近畿は7億7,500万円です。（図表－1）
- 近畿における取組面積のうち、滋賀県が14,366haと83%を占めています。それに伴い、交付金額も6億円と8割程度を占めています。（図表－2）
- 滋賀県は環境保全型農業直接支払交付金を県の施策である「環境こだわり農業※」の取組と一体的に推進しています。

※「環境こだわり農業」とは、化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。

図表－1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表－2 取組面積及び交付金額の推移（県別）



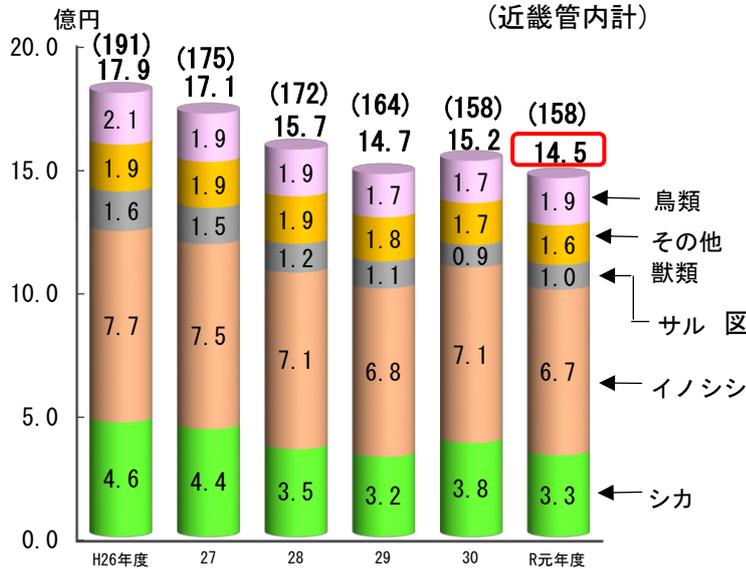
資料：農林水産省生産局「環境保全型直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

(5) 鳥獣被害への対応

① 鳥獣被害の現状

- 野生鳥獣による農作物被害額が全国的に広域化、深刻化する中で、被害の防止を図っていくことが重要です。この中で、近畿においては、減少傾向となっており、令和元年度は約14.5億円と全国(158億円)に占める割合約9%で、獣別ではイノシシの被害が多い傾向です。(図表-1)
- 府県別の令和元年度被害額は、総じてイノシシが5割前後を占め、滋賀及び和歌山ではサル被害、京都、大阪及び兵庫では鳥類被害の占める割合が高い傾向です。(図表-2~7)

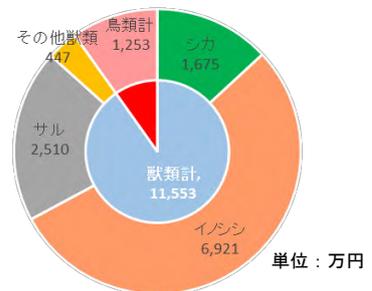
図表-1 野生鳥獣による農作物被害額の推移 (近畿管内計)



※ () 内の数値は全国合計値

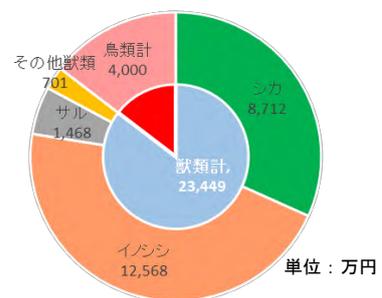
資料：農林水産省調べ

図表-2 農作物被害額[滋賀県(R元年)]



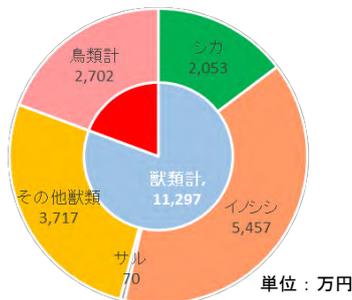
単位：万円

図表-3 農作物被害額[京都府(R元年)]



単位：万円

図表-4 農作物被害額[大阪府(R元年)]



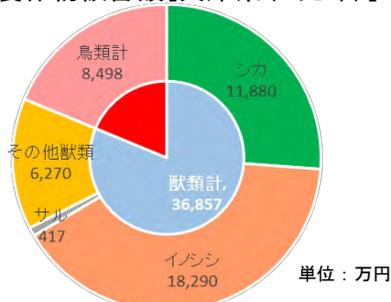
単位：万円

図表-6 農作物被害額[奈良県(R元年)]



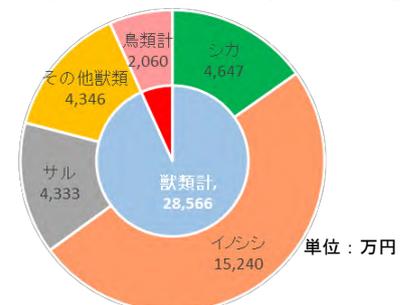
単位：万円

図表-5 農作物被害額[兵庫県(R元年)]



単位：万円

図表-7 農作物被害額[和歌山県(R元年)]



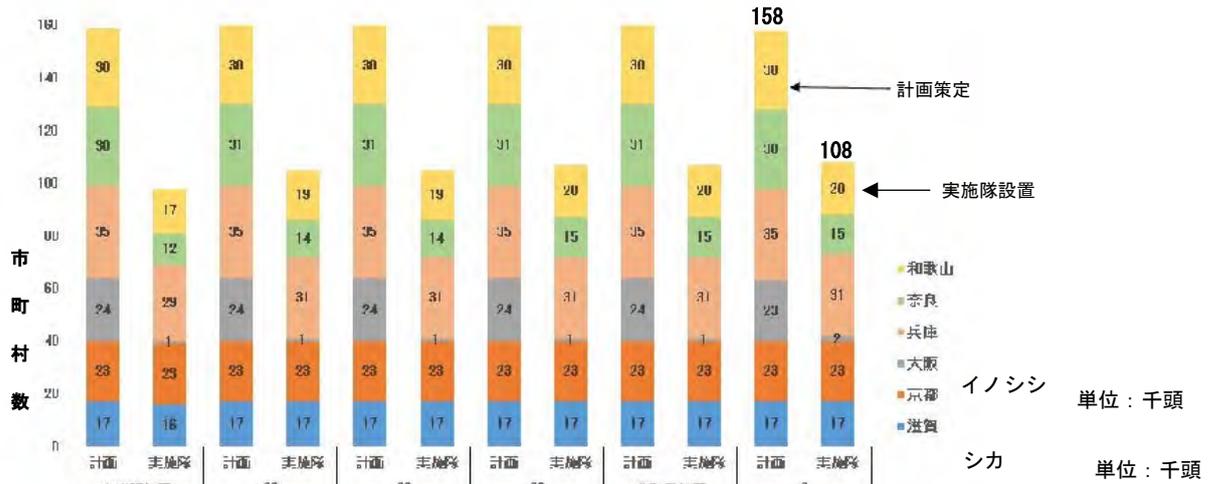
単位：万円

資料：農林水産省調べ

② 鳥獣被害防止計画

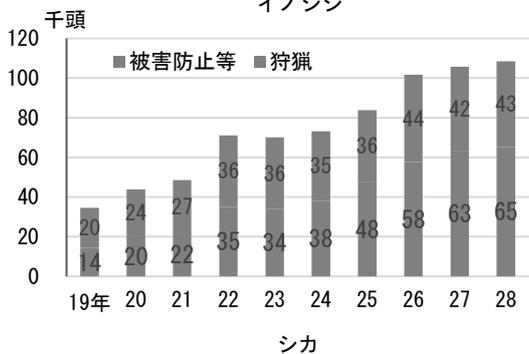
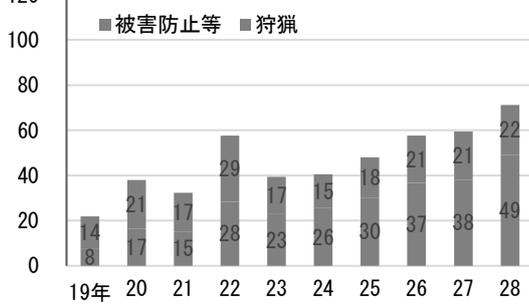
- イノシシ、シカの捕獲頭数は、全国と同様、増加傾向となっており、イノシシは京都府、兵庫県及び和歌山県、シカは滋賀県、京都府、兵庫県及び和歌山県での捕獲頭数が大きく増加しています。(図表-9)
- 被害の防止に向けて、鳥獣被害防止計画の策定(R2年:158市町村)や鳥獣被害対策実施隊が設置(R2年:108市町村)されています。(図表-8)

図表-8 鳥獣被害防止計画の策定と鳥獣被害対策実施隊の設置状況



資料：農林水産省調べ

図表-9 イノシシ、シカの捕獲頭数



資料：環境省「狩猟及び有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数」

※ 「被害防止等」は、環境大臣、府県知事、市町村長による鳥獣捕獲許可の中の「被害の防止」、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」

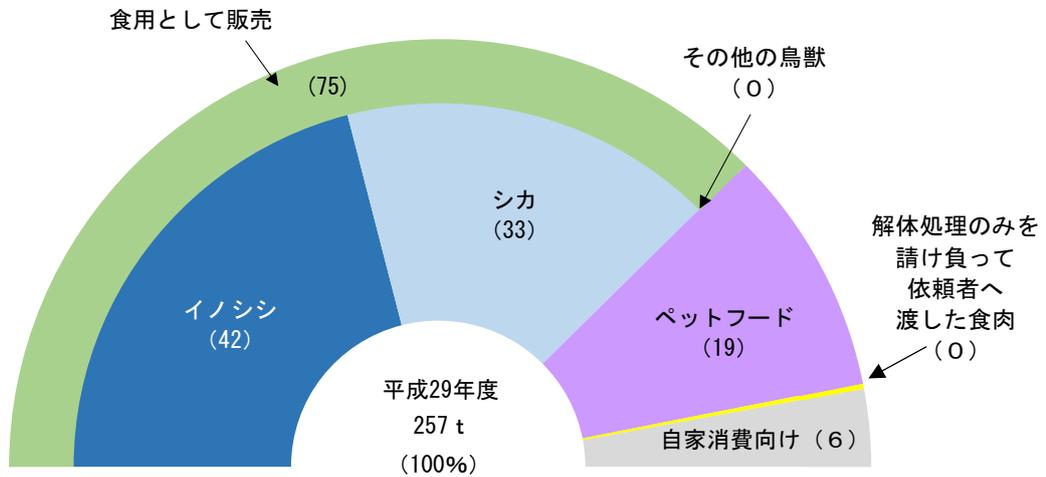
	平成年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
被害防止等	全国	100	140	150	250	220	270	300	350	390	460
	近畿計	8	17	15	28	23	28	30	37	38	49
	和歌山	0	1	1	1	2	2	3	4	2	5
	京都	1	8	4	8	4	4	8	7	10	9
	大阪	1	1	1	2	2	1	3	1	3	3
	兵庫	3	5	4	8	8	5	8	9	10	12
	奈良	1	1	1	2	1	2	3	4	4	5
狩	全国	130	170	160	230	170	160	160	170	170	160
	近畿計	14	21	17	29	17	15	18	21	21	22
	和歌山	2	3	4	7	8	10	9	10	11	13
	京都	1	2	2	2	1	2	1	2	1	2
	大阪	2	5	3	5	2	2	4	3	4	4
	兵庫	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	奈良	4	7	5	10	8	5	7	8	9	8

	平成年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
被害防止等	全国	90	120	150	200	230	270	340	400	420	420
	近畿計	14	20	22	35	34	38	48	58	63	65
	和歌山	2	2	3	8	5	8	9	12	11	12
	京都	2	8	7	7	8	8	11	14	16	15
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	兵庫	7	9	9	17	13	12	18	18	20	19
	奈良	1	2	2	3	3	4	5	5	8	8
狩	全国	120	140	160	170	180	190	180	190	170	160
	近畿計	20	24	27	36	38	35	38	44	42	43
	和歌山	1	2	2	3	4	7	8	8	10	13
	京都	2	3	5	4	5	5	2	2	4	5
	大阪	4	4	5	6	4	5	8	8	7	8
	兵庫	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	奈良	9	11	11	20	22	19	23	27	25	25

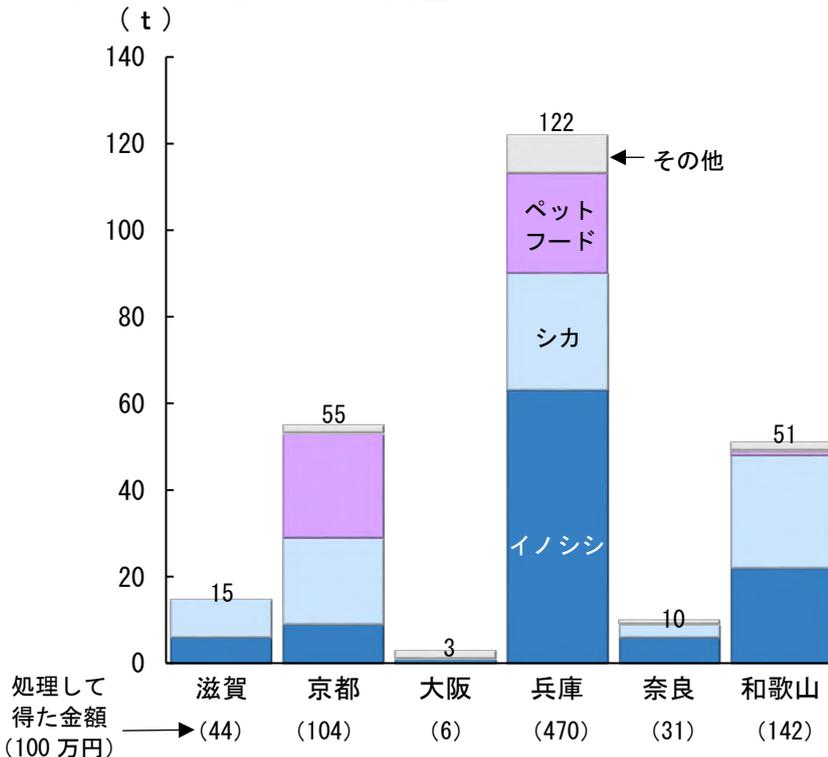
③ 野生鳥獣のジビエ利用

- 野生鳥獣による農作物被害が問題となっている中、これらを食材として利用する動きが広がっています。
- ジビエ利用量は257tで、このうち、食用として販売したもののほとんどがイノシシ及びシカです。(図表-1)
- 管内の府県別にみると、兵庫県が最も多く、特にイノシシの利用量は63tで全国第1位です。このほか、シカについては、全国上位となっています。
(図表-2、3)
- 捕獲した有害鳥獣をジビエとして利用していくことにより農山村の所得向上も期待されております。

図表-1 野生鳥獣のジビエ利用量割合



図表-2 府県別のジビエ利用量 (平成29年)



図表-3 ジビエ利用量の上位5道県

イノシシ 単位:t

順位	県	利用量
	全国	324
1	兵庫	63
2	和歌山	22
3	広島	17
4	岐阜	16
4	大分	16

シカ 単位:t

順位	県	利用量
	全国	814
1	北海道	500
2	鳥取	49
3	長野	38
4	兵庫	27
5	和歌山	26

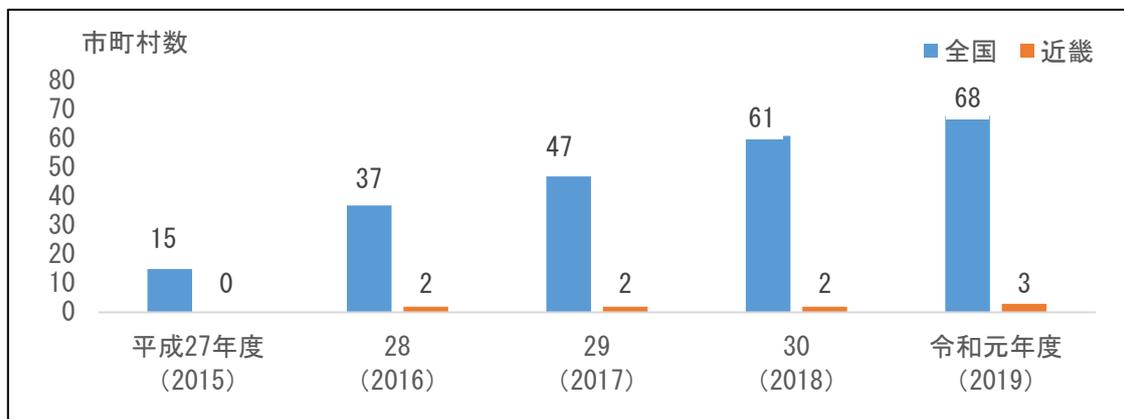
資料：農林水産省統計部『平成29年度野生鳥獣資源利用実態調査』

(6) 再生可能エネルギーの活用

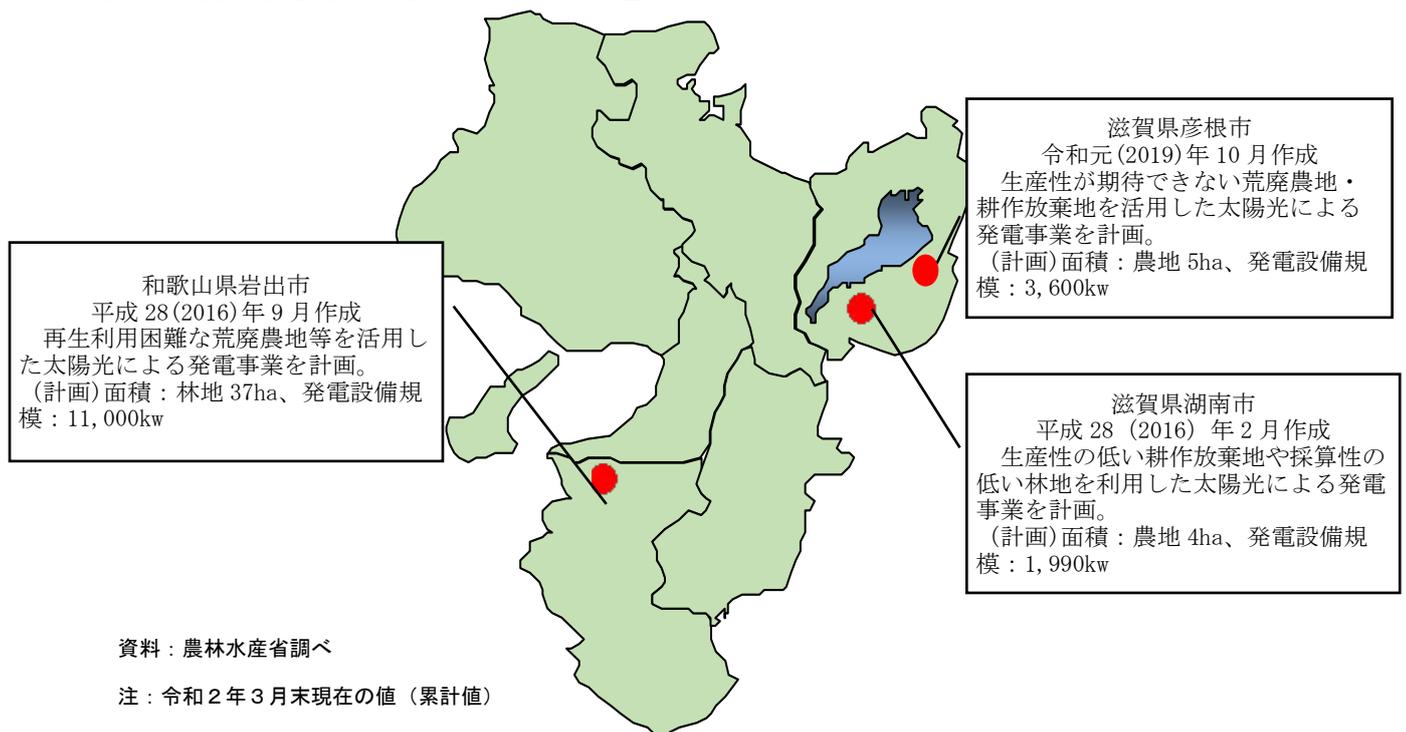
① 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画の作成

- 太陽光パネル、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。
- 法律に基づき、基本計画を作成した市町村は、令和2年3月末現在、全国で68市町村、近畿では令和元年10月に1市（彦根市）が追加され、3市（滋賀県2及び和歌山県1）となりました。（図表-1、2）

図表-1 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成状況（全国・近畿累計）

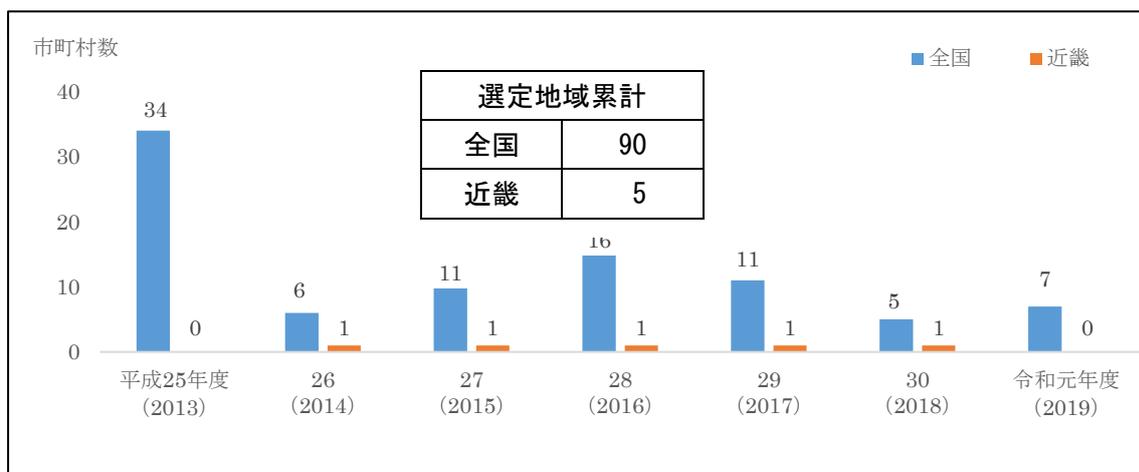


図表-2 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成状況

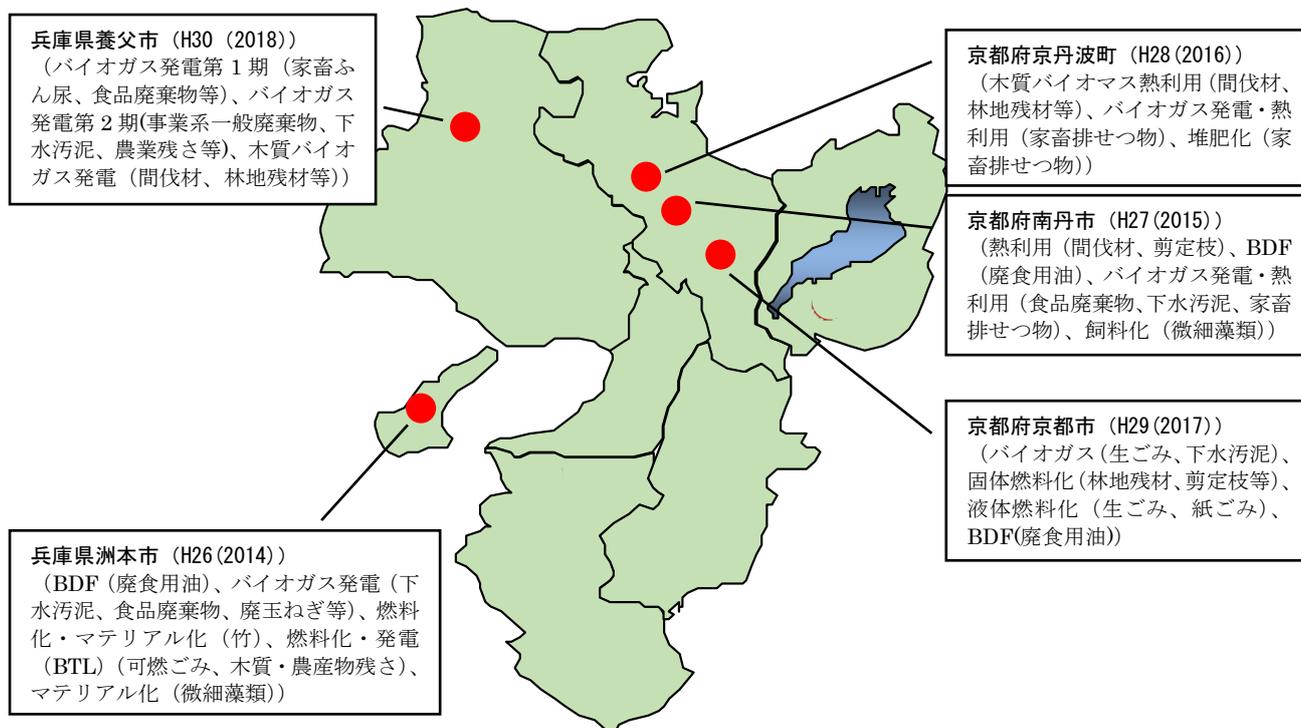


② バイオマス産業都市の選定

- バイオマス資源の収集から利用までの一貫したシステムを構築し、特色を活かしたバイオマス産業を軸とするバイオマス産業都市に選定された地域は、全国で90地域となっており、そのうち近畿は5地域となっています。(図表-1)
- 各県別にみると、京都府が3地域、兵庫県が2地域となっています。(図表-2)
- バイオマス産業都市の選定は平成2年に終了しましたが、今後とも地域のバイオマス構想の実施に向けた産業の総合的な取組が求められています。



図表-2 バイオマス産業都市の選定地域一覧

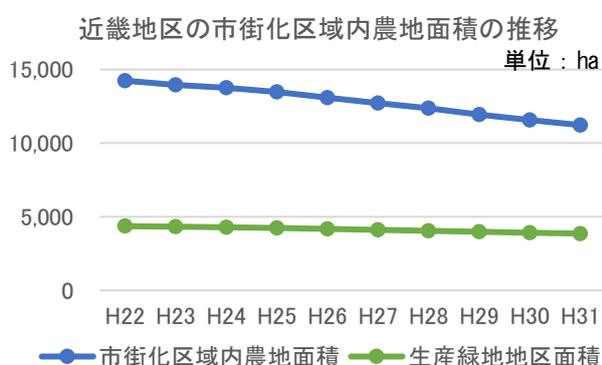


資料：農林水産省調べ

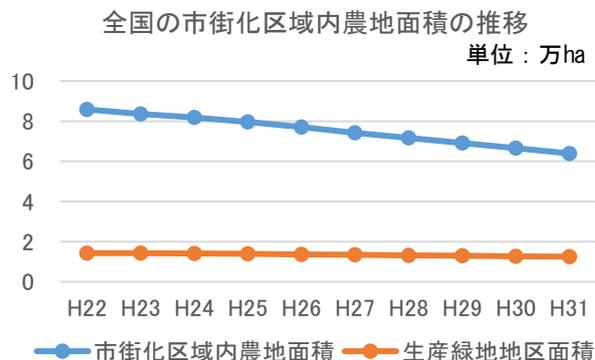
(7) 都市農業の振興

- 都市農業は、消費地に近いため、新鮮な農作物の供給や、農山漁村体験の場、災害に備えたオープンスペースの確保など多面的な役割を果たしています。
 - 市街化区域内の農地面積は、全国、近畿とも減少傾向にあります。平成31年時点で、近畿地区の農地220千haの5.1%に相当する11千haとなっています（図表-1, 2, 3）。
- また、宅地需要等に応じて転用が進み、市街化区域内の農地の減少が続く中で、生産緑地地区に指定された農地についてはほぼ維持されています（図表-4）。

図表-1 近畿の市街化区域内農地面積の推移



図表-2 全国の市街化区域内農地面積の推移



図表-3 市街化区域内の農地面積の状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
全国	85,873	83,632	81,848	79,640	77,072	74,258	71,723	69,128	66,544	63,929
近畿	14,241	13,957	13,758	13,472	13,090	12,710	12,365	11,942	11,555	11,223
滋賀県	1,860	1,796	1,756	1,725	1,651	1,570	1,485	1,389	1,312	1,247
京都府	1,931	1,890	1,861	1,835	1,789	1,742	1,693	1,609	1,580	1,533
大阪府	3,766	3,699	3,630	3,565	3,482	3,426	3,376	3,297	3,190	3,151
兵庫県	3,867	3,795	3,688	3,588	3,480	3,363	3,260	3,155	3,034	2,916
奈良県	2,059	2,028	2,089	2,046	1,997	1,937	1,894	1,851	1,816	1,769
和歌山県	758	749	734	714	691	671	657	641	624	607

資料：総務省「固定資産の価格等の概算調書」、国土交通省「都市計画年報」

単位：ha

図表-4 生産緑地地区内の農地面積の状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
全国	14,248	14,190	14,053	13,859	13,654	13,442	13,188	12,973	12,713	12,497
近畿地区	4,352	4,323	4,283	4,233	4,175	4,112	4,043	3,975	3,913	3,852
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	903	897	884	869	855	837	820	800	789	771
大阪府	2,210	2,191	2,164	2,137	2,100	2,068	2,030	1,993	1,956	1,926
兵庫県	558	553	545	538	534	526	519	513	507	505
奈良県	632	627	625	621	615	607	599	592	582	572
和歌山県	48	55	65	69	72	74	75	76	78	79

資料：国土交通省「都市計画年報」

- 管内の都市農業の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/

4 災害対策

(1) 主な自然災害による農業被害

- 近年、自然災害により農林水産業に大きな被害が発生しており、農林水産被害額は、特に豪雨や台風等の風水害によるものが増加傾向にあります。
- 農林水産省としては、災害発生に際して、人命第一を優先させるとともに、早急に農業被害を把握することとしており、近畿農政局では管内各府県、各地方拠点と連携して被害状況を情報収集し、密接に連携して対応しています。
- 令和2年度においては、近畿農政局管内でも7月の豪雨、令和2年末から3年当初の大雪により、農業用ハウスの損壊などの農業被害が見られました。

1. 令和2年7月豪雨による農林水産関係の被害状況

令和2年7月3日から31日にかけて、活動の活発な梅雨前線や発達した低気圧により沖縄地方から東北地方にかけて各地で大雨となった。近畿地方では7月6日から7日にかけての大雨・強風となり、京都府、滋賀県北部を中心に水田への土砂流入、大豆、野菜等の冠水被害が発生するとともに、和歌山県では、強風による果樹の枝折れ、落果等の被害が発生しました。

令和2年7月豪雨による被害額

単位:億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	0.8	62.1
樹体	0.0	4.2
家畜	-	2.2
畜産物(生乳)	-	0.0
農業用ハウス	0.0	7.4
農業用倉庫・処理加工施設	-	4.8
畜産用施設	-	6.1
共同利用施設	-	41.6
農業・畜産用機械	-	55.6
その他(獣害防止網等)	0.2	2.1
農作物等被害額計	1.0	186.3
農地・農業用施設関係	-	1,032.5
林野関係	-	970.3
水産関係	-	19.5
被害額合計	1.0	2,208.5



水田への土砂流入 (滋賀県 高島市)



強風による落果(和歌山県 海南市)



強風による落果(和歌山県 海南市)



大豆の冠水(滋賀県 高島市)

2. 令和2年から3年までの冬期大雪による農林水産関係の被害状況

本年度冬期は、発達した低気圧の発生と強い冬型の気圧配置により、東北・北陸地方の日本海側を中心に大雪となり、近畿地方では滋賀県、京都府、兵庫県の北部で、特に12月30日から1月3日、1月7日から1月10日にかけての降雪、強風によりビニールハウスの倒壊、被覆資材の破損等の被害が発生しました。

令和2年末から3年当初までの冬期の大雪被害

単位:億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	0.0	3.9
樹体	-	1.8
家畜	-	0.9
畜産物(生乳)	-	0.0
農業用ハウス	1.5	107.3
農業用倉庫・処理加工施設	0.0	4.8
畜産用施設	0.0	10.4
共同利用施設	-	5.6
農業・畜産用機械	0.0	2.4
その他(獣害防止網等)	-	0.6
農作物等被害額計	1.5	137.7
農地・農業用施設関係	-	-
林野関係	-	3.0
水産関係	-	4.0
被害額合計	1.5	144.7



積雪によるビニールハウス倒壊(兵庫県豊岡市)



積雪によるビニールハウス倒壊(兵庫県豊岡市)



積雪によるビニールハウス倒壊(京都府南丹市)



ハウス倒壊による農作物の被害(兵庫県豊岡市)

(2) 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災、国土強靱化

- 豪雨災害時には、ため池等の決壊等の被害が発生します。この中で家屋等に被害を生じる恐れのあるため池については水位の低下等の措置を講じます。それでもなお、防災重点ため池以外のものが決壊したことから令和元年に対象を大幅に増加（4,183箇所から16,827箇所へ）させました。

図表-1 平成30年7月豪雨で決壊したため池（京都府塩津古池）



図表-2 ため池緊急点検結果数（平成30年）

区 分	緊急点検を実施したため池数		応急措置が必要と判断されたため池数	
	箇所数	割合%	箇所数	割合%
全 国	88,133	100.0	1,540	100.0
近 畿	16,821	19.1	260	16.9
滋 賀	1,355	1.5	19	1.2
京 都	810	0.9	16	1.0
大 阪	3,520	4.0	25	1.6
兵 庫	6,431	7.3	183	11.9
奈 良	2,174	2.5	8	0.5
和 歌 山	2,531	2.9	9	0.6

図表-3 防災重点ため池再選定後のため池数（令和元年）

区 分	農業用ため池数		防災重点ため池数	
	箇所数	割合%	箇所数	割合%
全 国	166,638	100.0	63,722	100.0
近 畿	43,094	25.9	16,827	26.4
滋 賀	1,548	0.9	450	0.7
京 都	1,531	0.9	625	1.0
大 阪	4,678	2.8	3,178	5.0
兵 庫	24,400	14.6	9,135	14.3
奈 良	5,806	3.5	900	1.4
和 歌 山	5,131	3.1	2,539	4.0

5 新型コロナウイルス感染症対応

- 全世界で感染がまん延している新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2（2020）年1月に発生して以来拡大し、4月7日には7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）で緊急事態宣言が発令され、同月16日には対象区域が全都道府県に拡大しました。
- 農林水産業においては、イベントの中止等による花きの需要減少や学校の休校による給食用牛乳の需要減少、インバウンドや外食産業向けの減少等による牛肉、野菜、果実などの需要減少が生じ、外食産業においては、観光客の減少等により、売上が大幅に減少するなど多大な影響を受けています。（図表-1）
- このため、農林水産省においては、農林水産物の生産体制の維持・強化のための支援策を講じるとともに、農業者や食品産業事業者が安心して事業の継続ができるよう、「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を策定しています。（図表-2）
- 近畿農政局においては、こうした支援策の活用促進やガイドラインの周知に加え、相談窓口を設け、農業者や事業者の悩みや相談に直接応じています（図表-3）。

（図表-1）農林水産省における支援策（例）

- ・ 公共施設における花きの活用拡大支援
- ・ 牛乳の消費拡大を図るための広報活動
- ・ 和牛（但馬牛、近江牛等）の学校給食への提供
- ・ 日本茶の販売促進のため、イベント等での試供品の提供
- ・ 収益が減少した花き、野菜、茶など生産者への支援
- ・ 輸出拡大に向けた酒造メーカーや果実加工メーカーへの製造施設整備支援



花き及び牛乳の消費拡大を呼びかけるポスター

図表－2 新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

農業関係者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部

水田・畑作・施設園芸等の農業者や集出荷施設等の従業員のみなさまは、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っています。

みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

(令和2年5月8日までの知見に基づき作成)

※「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」<https://www.maff.go.jp/y/saiga/in_coronavirus/pdf/gt_nou.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、関係者への連絡と自宅待機
- ③息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上）には、すぐに関係者に連絡の上、保健所にお問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合はマスクを着用し、人と人の間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保
多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃

○会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔をとるなど、「三つの密」※を避けてください。

※①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接集団（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

3 生産施設等の消毒の実施

○保健所の指示に従って、感染者が作業に従事した区域※1の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所※2を中心に、アルコール※3で拭き取り等を実施してください。

※1 生産施設、集出荷施設、事務室等
※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等
※3 アルコール（エタノール又はイソプロパノール）(70%)、又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)
※アルコールが入りできない場合はエタノール（60%台）でも可

○一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は**出荷停止や生産物廃棄などの対応をとる必要はありません。**

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。

○患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**

○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○濃厚接触者と確定された農業関係者には、**14日間の自宅待機及び健康観察を実施**してください。

○濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

4 業務の継続

あらかじめ**地域の関係者が連携する体制の検討**をお願いします。

<想定される連携体制>

- ・JA等の生産部会
- ・農業法人のグループ
- ・集出荷事業者等を共有する集団
- ・集落

<検討事項（イメージ）>

- ・連絡窓口、連絡網の作成
- ・消毒資材、消毒要員の確保
- ・農作業代替要員のリスト作成
- ・代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法
- ・代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば

支援内容

耕起作業や播種・移植作業、水やり作業など当面の営農活動継続のために**支援を必要とする作業**を検討し、**作業の優先順位付け**を行います。

支援要員

周辺農業者や受託組織の活用など、あらかじめ

- ① **誰(どの機関)**が
- ② **どの作業**を

支援するか役割を明確化します。

〔※ 労働力の確保状況を踏まえながら、優先順位に基づき、作業を実施しましょう。〕

※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

農林水産省

図表－3 相談窓口の設置

近畿農政局では、新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置しています。

- 対応時間: 平日 9時00分～17時00分まで
- 電話: 075 - 414 - 9036、075 - 414 - 9037
- 設置場所: 近畿農政局 企画調整室

また、近畿管内の各地方拠点においても、窓口を設置し相談を受け付けています。

P 96